ノルウェー　初回締約国報告（JD仮訳）

CRPD / C / NOR / 1

2015年12月7日

障害者権利委員会

ノルウェー

**目次**

はじめに

第1〜3条：目的、定義および一般原則

第4条：一般的義務

ノルウェーの障害者政策

障害者の団体／利用者の関与

2014年5月の憲法改正

差別禁止およびアクセシビリティ法

ユニバーサルデザインとアクセシビリティ

医療・ケアサービス

経済的支援制度

調査

地方民主主義

第5条：平等と無差別

差別禁止

包括的な平等および差別禁止法

第6条：障害のある女性

第7条：障害のある子ども

第8条：意識の向上

平等と差別禁止オンブズマン

協力と調整

新しい国立人権機関

活動および報告義務

情報および開発プログラム

知的障害者の利益団体への移民の参加

障害のあるサーミ人

国連の国際障害者デー

第9条：アクセシビリティ

一般の建物や屋外空間へのアクセス

ICTへのアクセス

デジタル商品とサービス

屋外レクリエーション活動

文化遺産へのアクセス

第10条：生命に対する権利

第11条：危険な状況と人道上の緊急事態

第12条：法律の前の平等な認識

後見制度

刑事事件の免責。精神医療への送致

知的障害者のための適正手続き

第13条：司法へのアクセス

第14条：身体の自由と安全

精神医療における強制の使用

子どもと青年への強制的精神医療ケア

精神医療における強制の統計

法制の見直し

身体の医療ケアにおける強制の使用

精神医療サービスへの自発的入院数を増やすための措置

精神疾患のある人の移送

刑務所

第15条：拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰からの自由

医療と健康に関する研究

第16条：搾取、暴力および虐待からの自由

ヘイトスピーチ

雇用関係における差別に対する保護

地位の悪用

重罪化要因としての障害

暴力と虐待

犯罪歴証明書の要件

刑事訴訟法の改正案

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

医療ケアと同意

不妊措置

中絶

第18条：移動と国籍の自由

第19条：自立生活と地域社会へのインクルージョン

住宅

看護・ケアサービス

市町村の医療・ケアサービスの能力と採用

福祉技術

補助器具

補助器具政策の見直し

知的障害者の基本的権利に関する公的委員会

第20条：個人の移動

公共交通機関

鉄道

道路

航空

船

交通の統計と指標

交通のための個別補助金制度

第21条：表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス

選挙

「わかりやすい」情報

第22条：プライバシーの尊重

医療ケア部門における個人データ保護

矯正サービス

第23条：家庭と家族の尊重

家族、親の役割、そして子どもの成長のための条件を強化する措置

認知困難のある親

養子

望まない妊娠や中絶を防ぐための行動計画 - 性的健康改善の戦略

第24条：教育

幼稚園と初等および前期中等教育

教育規定

後期中等教育

代替および補足コミュニケーション

高等教育

学習環境

学生補助金

監督

障害のある26歳以上の人への教育提供

第25条：健康

コーピング

精神医療

健康の自己評価

保険

第26条：ハビリテーションとリハビリテーション

第27条：労働と雇用

障害者のための雇用戦略

精神保健と就労生活

インクルーシブな就労生活契約

個人別の配慮

知的障害のある人

雇用主の態度、

雇用主としての国

第28条：相当な生活水準および社会的な保障

社会サービス

国民保険制度

社会住宅対策

第29条：政治的および公的活動への参加

選挙

市町村の障害者委員会

第30条：文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加

スポーツ

文化

サマーキャンプ、休暇、福祉プログラム

エスコートカード

補助器具

信仰と実践

第31条：統計とデータの収集

生活実態とユニバーサルデザインの記録

労働力調査

医療とケアの統計

生活実態調査

市町村統計

第32条：国際協力

第33条：国内の実施と監視

**はじめに**

1. 国連障害者権利条約（条約）は2007年に署名され、2013年に批准された。ノルウェーは、個人がこの条約の実施を監視する国連委員会に苦情を申し立てることを認める選択議定書をまだ承認していない。選択議定書の批准は現在検討中である。

2. これは、ノルウェーによる国連障害者権利条約の実施に関するノルウェーの最初の報告である。したがって、この報告書は、障害のある人に対するノルウェーの政策の概要と、個別の条項によってもたらされる対策および課題を説明することを目的としている。報告書は国連の報告ガイドラインに準拠している。参照を容易にするために、統計データへのすべての言及は、第31条統計とデータ収集に基づいて提示されている。第31条には、この報告書に引用されている統計の出所の詳細な説明が含まれている。レポートに引用されているリンクのほとんどは、英語版も含めてWebサイトにつながっている。報告書には、ノルウェーに関する一般的な情報を含む共通コア文書が添付されている。私たちは、障害者のための政策の枠組みを、第4条一般義務のところで提示することとした。より具体的な性質の問題は、それぞれの分野別の条項で記載されている。

3. 児童、平等および社会的インクルージョン省（The Ministry of Children, Equality and Social Inclusion）が、ノルウェーの障害者政策を調整している。この報告書の作成作業の一環として、我々は、関連する省庁および市民社会団体から、会議と文書による協議を通して意見を得た。 「サーミ議会」（Sámediggi　訳注：サーミの人々の団体）の意見も聞いた。さらに、市民社会団体からのシャドウ（パラレル）レポートとの整合性を確保するために、30万ノルウェークローネ（NOK。訳注：2019年1月現在、1NOK=約13円）をノルウェーの障害者団体連盟（Norwegian Federation of Organizations of Disabled People）に補助した。

4. この報告書は、英語、ノルウェー語で、児童平等社会的インクルージョン省のウェブサイトに掲載されている。それはすべての関連するデジタルフォーマットで公開され、ノルウェー語の分りやすい版（easy-to-read version）も準備される。

**第1〜3条：目的、定義および一般原則**

5. 政府の政策は公平性（equity）に基づいており、すべての人に、その能力（capabilities）に応じて生活状態を改善し、社会の一員としての権利と義務を行使する機会を等しく保障する責任を、公共部門に課している。

6. ノルウェーは、国連障害者権利条約に規定されている諸定義を適用している。ノルウェーが条約に署名した2007年と批准された2013年の間に、ノルウェーの法律の見直しが行われた。後見法（Guardianship Act）の規定は条約の規定に準拠していなかった。同条約が批准される前に同法は審議され、ノルウェーは現在、同条約の規定に沿った新しい後見法をもっている。

7. 障害者に対するノルウェーの政策は、条約に定められた原則に準拠している。障害は伝統的に個人的な特徴（病気、傷害または欠陥）とみなされてきた。しだいに、この生物医学的理解は批判されてきた。この理解は、障害者が住んでいる社会によって引き起こされた課題を十分に考慮していなかった。今日のノルウェーでは、障害は通常、個人の能力と社会の要求との間のギャップと見なされている。このギャップは、社会におけるアクセシビリティの向上と個人の能力の強化によって埋められる。利用者の関与もノルウェーの政策における重要な要素である。部門別責任（sectoral responsibility）の原則は、ノルウェーの障害者政策の基礎をなしている。

8. この文脈において、「言語」とは、話し言葉、手話言語、およびその他の形態の非言語的コミュニケーションを意味する。ノルウェーでは、ノルウェーの手話言語はそれ自体で言語として認識されている。

**第4条：一般的な義務**

**ノルウェーの障害者政策**

9. 組織的統合と社会的統合の原則は、異なる分野で施策を展開するための基礎を形成する。部門別責任の原則、権利に基づくアプローチ、そして利用者の関与が、ノルウェーの障害者政策の基礎を成している。障害のある人々は、活動と参加の機会の平等を妨げる障壁に今なお直面している。ノルウェーの障害のある人は、他の人と同じように、自己の発達、参加、そして自己実現の機会を持たなければならない。

**障害者の団体/利用者の関与**

10. 当局は毎年、運営補助金やピアサポート活動への補助金という形で、かなりの財源を障害者の組織に割り当てている。例えば、運営補助金は、障害者の団体が自分たちの利益を促進し、地域の福祉制度などの会員へのサービスを提供する機会を改善するために割り当てられている。ピアサポート活動のための運営補助金は、訪問サービス、電話相談、講座、セミナー、そして雇用事業に使用される。 2014年の運営補助金およびピアサポート活動への配分は、約1億6,340万ノルウェークローネであった。当局と障害者の団体との間にはかなり大きなつながりがある。包括組織（ノルウェーの障害者団体組織連盟（FFO）およびノルウェーの障害者組織フォーラム（SAFO））と各省庁との間で定期的な会議が開催され、また責任者レベルでの広範囲な交流もある。

11.医療・ケアサービス法（Health and Care Services Act）では、市町村は、市町村の医療・ケアサービスの設計の際に、システムレベルでの患者と利用者の関与を確実にするよう、患者と利用者の代表者の意見を確実に聴取するようにする必要がある。さらに、市町村は、医療・ケアサービスを提供する事業者が、患者および利用者の経験と意見を取得する仕組みを確立することを確実にしなければならない。市町村の健康管理サービス部門も、利用者組織との協力を促進しなければならない。各市町村は、この作業をどのように編成するか、およびどの分野で協力が必要かを決定する。

12. ノルウェーの労働福祉管理局（NAV）は、個々の利用者の能力とニーズに基づいたサービスと給付を提供しなければならない。これを達成するために、個人およびシステムのレベルで積極的な利用者の関与が促進される。これには、利用者を基本的に尊重することと、利用者自身の状況とニーズに関する利用者の知識を聞いてそれを利用する積極さが必要である。そのような焦点/利用者視点の目的は、利用者が何を必要とし、どのようにサービスを経験するのかを話し合うこと、そして品質とサービスを向上させるための絶え間ない努力の中でこの知識を活用することである。これはまた、サービスが利用者にとって重要でありかつ有益であると認識されるように、サービスをどのように提供し、給付を設計するか、という点で課題を伴う。個人レベルでの利用者関与とは、自分への個人的なサービスに影響力を及ぼすことにかかわることである。各利用者は、割り当て時と提供時の両方で、サービス提供のすべての段階で意見を聞かれる必要がある。自分自身の事例に関与する権利は法律によって確実に認められている。システムレベルでの利用者の関与は、サービスの構成と内容に利用者が影響力を持つことを意味する。利用者代表は、地方レベルと全国レベルの両方で利用者委員会に参加する。

**2014年5月の憲法改正**

13. 2014年5月のノルウェー王国憲法の200周年に関連して、主に人権の保護を強化するために憲法が大幅に改訂された。その結果、憲法は現在、最も基本的な市民的および政治的権利、ならびに経済的、社会的および文化的権利を含む人権を総合的に網羅している。平等の原則と差別の禁止は憲法第98条に次のように規定されている。「すべての人は法の下に平等である。だれひとり、不当または不相応な差別的取扱いを受けてはならない。」

**差別禁止およびアクセシビリティ法**

14. 差別禁止・アクセシビリティ法（Anti-Discrimination and Accessibility Act）は、障害に基づく差別から保護している。差別の理由は、身体的、精神的および認知的障害を含む。同法の目的は、平等と公平を促進し、機能的能力にかかわらず、すべての人に平等な社会参加の機会と権利を保障し、障害に基づく差別を防ぐことである。さらに、この法律は、社会によって生み出された障壁をなくし、また新しい障壁が生み出されないようにすることにも役立つはずである。

15. 差別禁止・アクセシビリティ法は、差別やハラスメントを行うことを禁じている。それはまた、差別や嫌がらせに他者を巻き込んだり、他者にそれを扇動することを禁じている。同法に示されている便宜に関する規定に違反することは、差別となる。障害に基づく直接的および間接的な差別は禁止されている。禁止措置は、実際の障害、想定された障害、過去または将来の障害を理由とする差別に適用される。差別からの保護には、障害者との関係を理由とした関係者への差別も含まれる。雇用主組織や教育機関の運営組織のメンバーは、それぞれの責任の範囲内でハラスメントの発生を防ぐ必要がある。

16. 公的機関、雇用主および雇用主組織は、活動および報告義務（activity and reporting obligations）を負っている。公的機関は、本法の目的を推進するために積極的で的を絞った体系的な努力をしなければならない。同法は、肯定的な差別的取扱いを認めている。同法の目的を推進するために役立つ異なった取扱いは差別とはみなされないが、目的が達成された後はその適用を中止しなければならない。

17. 差別禁止・アクセシビリティ法は、ユニバーサルデザイン（一般的な配慮）と個別の配慮（individual accommodation）の両方を確保する義務を課している。「ユニバーサルデザイン」とは、事業の通常の機能ができるだけ多くの人々によって利用されるように、物理的状態に関してメインシステムをデザインし、または改善することを意味する。個別の配慮は個人のニーズを満たすことを目的としている。個別の配慮に関する調整は、ユニバーサルデザインを確実にする義務を補足するものであり、個人にとって特に重要と考えられる社会活動の特定の分野に限定されている。ユニバーサルデザインと個別の配慮を確実にする義務は、過度の負担を招かないように考慮する必要がある。

18. 一般の人々に役立っている公的および私的な事業は、事業に過度の負担を招かない範囲で、その事業の通常の機能のユニバーサルデザインを保証する義務がある。輸送や通信などの他の分野におけるユニバーサルデザインは、その分野の法律によって規制されている。個別の配慮を提供する義務は、雇用主、幼稚園、学校、教育機関、および医療・ケアサービス法の下での一部の市町村サービスに課されている。

19. 個別の配慮を提供する義務は、過度の負担を生じる内容を含むものではない。ユニバーサルデザインが求められる各分野には、それぞれの分野の法律が適用される。それは、たとえば、新しい建物や輸送部門の一部である。差別禁止およびアクセシビリティ法の義務は、ユニバーサルデザインの義務が分野法で規定されていない分野に適用される。それは、たとえば、一般の人々が使用する既存の建物である。

20. 差別禁止およびアクセシビリティ法は、雇用主に採用プロセスの情報の提供を求めている。雇用主が、差別の禁止、または個別の配慮の義務に従わなかった結果として不採用となったと思われる求職者は、雇用主に対して、採用された求職者の教育、経験およびその他の明確に検証可能な資格に関する情報を書面で提供するよう要請できる。

21. 家庭生活およびその他の私的事項は、法律の適用範囲から除外される。正当な目的を達成するために必要とされ、その人や関係者に過度の悪影響を及ぼさない異なる扱いは差別とはみなされない。就労生活では、仕事や職業の遂行のために必要とされる異なる扱いの範囲はさらに拡大するはずである。

22. この法律は、平等と差別禁止オンブズマンとノルウェー平等裁判所（Norwegian Equality Tribunal）により執行されている。法執行機関としてのオンブズマンの権限には、事件が差別法に違反しているかどうかについて意見を表明することが含まれる。その意見には法的拘束力はない。任意での合意に達することができない場合、オンブズマンは法的拘束力のある命令を出す権限を持つノルウェー平等裁判所に事案を送付することができる。当事者がオンブズマンの意見を遵守せず、かつ審判所の決定を待つことによって不都合または損害をもたらすと想定される場合、オンブズマンは拘束力のある決定を下し、かかる行為を是正または停止する命令を発することができる。裁判所は、いくつかの例外を除いて、差別禁止法違反が発生したという決定を下す権限を持ち、そのような行為を停止または是正するよう命じるか、または差別、ハラスメント、教唆や報復が中止され、繰り返されないようにする他の方法を命じる。裁判所は、命令の履行を確実にするために強制的な罰金を科す権限を持っている。また、この法律は、連帯立証責任を定める規則を設けている。「連帯立証責任（shared burden of proof）」とは、差別が生じたと信ずるに足る根拠となる状況があり、そして責任者が差別は実際にはなかったと立証できなかった場合、差別があったとみなされることを意味する。

23. 差別の禁止に違反する扱いを受けたと感じる人は、経済的損失および非経済的損失に対する賠償を請求することができる。補償を命じることができるのは裁判所である。雇用関係では、この賠償責任は差別が雇用主の責任であるかどうかにかかわらず、雇用主に適用される。社会の他の分野では、差別を行ったと非難される人に対してのみ、賠償責任が適用される。賠償は、差別の結果としての経済的損失をカバーしなければならない。非経済的損失の補償は、損失の範囲および性質、当事者間の関係、およびその他の状況を考慮して合理的と見なされるレベルに設定される。これらの規則は、一般的な補償規則に基づいて経済的および非経済的補償を請求する権利を制限するものではない。

**ユニバーサルデザインとアクセシビリティ**

24. 障害者のための政策の最優先の目的は、完全参加と平等を達成することである。この目的を達成するために、ノルウェーは差別防止・アクセシビリティ法およびその他のいくつかの中心的な法律に定められたユニバーサルデザインを管理する規定を設けている。ユニバーサルデザインは、計画および建築の一般的な目的を示している計画および建築法（Planning and Building Act）の目的の1つである。計画及び建築政策における責任の分担によって、国家が政策決定のための一般的目的と法的枠組みを規定している。この法律を通して、国は国土利用と社会経済計画の両方、そして建築と装備のデザインのための枠組みを定めている。地域計画政策では、市町村は、ユニバーサルデザインを含む屋外に関する実際的要件および住宅ストックの利用を設定することができる。この法律に関連する法令は、公衆が使用する新しい建物、就労用建物、装備、および屋外のユニバーサルデザインの要件を定めている。この法律はまた、新しい住居のアクセシビリティ要件を定めている。計画、住宅、建築政策の全般的な責任は、地方自治体近代化省（Ministry of Local Government and Modernisation）に委ねられている。ノルウェーの建築当局（Norwegian Building Authority）は、計画および建築法で規制されている事項のための中心的な機関である。一方、市町村は地方の計画および建築当局として機能する。ノルウェー国営住宅銀行（Norwegian State Housing Bank）は、住宅政策を実施し、建築の質を高めるための基本的な融資や補助金を交付する中央政府機関である。研究、情報および能力開発のための資金配分も政策手段として重要である。

25. 一般的なルールとして、Webサイトおよびセルフサービス機器用の情報技術（ICT）システムは、ユニバーサルデザインで設計されている必要がある。民間事業も公的事業も、団体も組織も、情報通信技術対応のユニバーサルデザインに関する規則（Regulations for Universal Design of Information and Communication Technology Solutions）を遵守しなければならない。規制の法的根拠は、差別禁止およびアクセシビリティ法である。詳しくは第9条を参照。

**医療・ケアサービス法**

26. 医療・ケアサービス法は、各市町村がその住民に必要な医療・ケアサービスを提供しなければならないと規定している。この責任は、身体的または精神的疾患、怪我または異常、薬物乱用の問題、社会的困難または障害のある人を含むすべての患者および利用者を対象範囲としている。

27. この規定は、患者および利用者に、市町村から必要な医療・ケアサービスを受ける権利を与える、患者の権利法（Patients’ Rights Act）に準拠している。ノルウェーのほとんどの医療およびケアの法律の典型的な特徴は、その規定が社会的領域と診断の両方から独立しているということである。したがって、各個人が自分のニーズや能力に合わせて、完全な個人としての存在と尊厳（integrity and dignity）を守る上での適切かつ十分なサービスを受けているかどうかを判断するために、具体的な評価が必要とされる。

28. 条約の意図を例示する施策として、利用者管理型パーソナルアシスタント（UPA）がある。2015年1月1日に、UPAは個人の法定権利になった。患者の権利法に基づいて、67歳未満の重度かつ長期的な援助を必要とする人は、医療・ケアサービス法に基づいて提供されていた特定のサービスを、UPAとして組み立てられたものとして受ける権利がある。UPAプログラムは、援助を必要としている個人やその家族の日常生活を向上させる。詳しくは第19条を参照。

29. 歯科保健サービス法（Dental Health Services Act）に基づき、市町村から介護サービスを受けている知的障害者および長期の病気および障害のある人々は、県から定期的に安全な地域歯科医療サービスを受ける権利がある。このサービスは無料で提供されている。

**経済的支援制度**

30. ノルウェーで最も重要な社会保険制度は、国民保険、児童手当、および乳児の親のための現金手当である。ノルウェーには国民保険制度および普遍的国民保険制度がある。国民保険制度の非差別的性質の詳細については、ノルウェー共通コア文書の第1節、A.V社会的および文化的特徴を参照。

31. 国民保険法（National Insurance Act）は、多くの給付の権利を保障しているが、障害者にとって最も関連性の高いものは、病気、けが、または先天的欠陥に対しては、疾病手当、労働評価手当、障害手当、基礎手当、介護手当（attendance benefit）、生活支援措置などである。働いている親は、病気の子供などの場合には、ケア手当、介護手当、および訓練手当の形で給付を受けることができる。ノルウェーの国民保険制度の概要は労働社会省により作成されている。その概要では、この制度に基づいて提供されるさまざまな種類の給付について説明している。障害のある人に最も関連のある国民保険制度の給付に関する詳細については、次を参照。 [https://www.regjeringen.no/globalassets/departementene/asd/dokumenter /](https://www.regjeringen.no/globalassets/departementene/asd/dokumenter) 2015 / a-0008-e\_the-norwegian-social-Insurance-scheme\_web.pdf

32. 2014年の国民保険制度の支出は3,840億クローネであった。この金額は、国家予算および国民保険予算の合計の約35.3パーセント、国内総生産の12.4パーセントを占める。国民保険給付は、ノルウェー労働福祉管理局（NAV）によって管理されている。

**研究**

33. 障害者に関する分析と研究の能力、質、学際的な協力のレベルが強化された。ユニバーサルデザインの調査課題および研究は、品質レベル、費用、費用便益分析、社会経済分析、および社会的および経済的持続可能性に対するユニバーサルデザインの貢献の評価を明確にすることを目的としてきている。ユニバーサルデザインの分野における知識開発、能力開発、および情報のために、指定助成金制度が確立されている。年間予算は約750万ノルウェークローネである。障害者の状況改善を目的とするターゲットを絞った情報、研究開発プログラム/プロジェクトにも資金が提供されている。

**地方民主主義**

34. 市町村および県当局に義務を課す法律を作成する際には、全国規模での議論および地方民主主義を考慮に入れなければならない。ブロック助成金制度は、市町村に対する中央政府管理の根底にある重要な原則である。ブロック助成金制度は、市町村および県当局の行動の実際の範囲を確保し、それを地域および個人へのサービスに適応させることを可能にする地方民主主義として機能し、その住民の最善の利益のために地域の優先開発事項を決定する前提条件である。同時に中央政府は、市町村と県を管理し、それらの行動範囲を制限する法的な必要性を持っている。市町村は国に代わって重要な福祉任務を遂行しているので、市町村の事業の基準を中央政府が設定することが認められている。中央政府の方法・手段を使用することの評価は、市町村の活動範囲量の利益に照らして判断されなければならない。

**第5条：平等と無差別**

**差別禁止**

35. 憲法第98条は、すべての人が法律の下で平等であり、いかなる人も不当または不相応な差別的取扱いの対象とされてはならないと規定している。差別禁止およびアクセシビリティ法はまた、障害を理由とする直接的および間接的な差別を禁止している（第4条も参照）。間接差別の禁止は、個別的配慮を考慮に入れるという一般的な義務と、個人の能力に対応する合理的配慮を確実に行う特定の義務を含んでいる。この法律には、個別の配慮を提供する義務を定めるその他のより詳細な規定も含まれている。一般的にノルウェーの法律には、一般的配慮および個別の配慮と援助に関する多数の規則が含まれている。ノルウェーの法律の下では、異なる取り扱いは、合法的な目的を持ち、その目的の達成に必要であり、関係者に過度に悪影響を及ぼさない場合にのみ認められる。

**包括的な平等および差別禁止法**

36. 政府は現在、差別のあらゆる理由を対象とした新しい男女平等および差別禁止法を準備している。政府は差別に対する法的保護を強化したいと考えている。ユニバーサルデザインや個々の配慮を確実にする義務など、障害のある人に特に重要な差別禁止法の要素が、包括的な統合法に引き継がれることが肝要である。本法案は今年、広範な協議のために公表される予定である。

**第6条：障害のある女性**

37. ノルウェーは、世界で最も男女平等な国の1つとして常に評価されている。男性と女性は平等に、そしてほぼ同じ程度に職業生活に参加している。法律による保護、寛大な福祉制度、および性別で差別されるべきではないという一般に認められている価値観はすべて、見せかけでない真の男女平等に貢献している。女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約は、すでにノルウェーの法律に盛り込まれている。

38. 子供、青少年および家族問題局（Directorate for Children, Youth and Family Affairs）は、障害のある人々の生活状況および生活環境についての情報を収集し、体系化し、発展させる責任がある。体系化されると、この情報は可能な限り性別によって分類される。これは、障害のある人の男女格差を含め、あらゆる男女格差を経時的に監視し分析することを意味する。標準的な障害の定義を用いたサンプル調査によると、男性よりも女性の方が約5％多く障害をもっている。

39. ノルウェー統計局の労働力調査（第31条も参照のこと）、四半期ごとの雇用と失業の動向調査、および多様な人口集団の労働市場とのつながりに関する四半期ごとの調査からの全国統計によると、障害のある女性の方が障害のある男性よりも、一般に労働市場とのつながりが弱い。就労生活に参加している障害のある女性の約60％がパートタイムの地位にあり、障害のある男性の約25％がパートタイムの地位にある。さらに、NTNU 社会調査によって行われた研究は、障害のある子供の母親は他の母親よりもパートタイムで働くことが多く、また、同じ状況の父親よりはるかに多くパートタイムで働いていることを示している。

**第7条：障害のある子ども**

40. すべての子どもは独立した権利の保有者である。憲法第104条に基づき、子どもは自分の人間としての尊厳を尊重する権利を有する。彼らは彼らに関係する問題について意見を聴かれる権利を持ち、その見解は彼らの年齢と発達に応じて正当に評価される。子どもに関する裁判で、決定が下されるときには、その子どもの最善の利益が基本的な考慮事項とされる。

41. さらに、子どもは完全な個人として保護される法的権利を有する。国の当局は、子どもの発達を促進する条件を作り出さなければならない。このことは、国が、子どもたちに必要な経済的、社会的および健康上の担保を、できるだけその家族の中で提供することを保証しなければならないことを意味する。国の連子どもの権利条約は人権法の形でノルウェーの法律に盛り込まれているため、係争が発生した場合は他の法律よりも優先される。

42. 患者権利法（Patients’Rights Act）には、子どもの権利を取り扱う個別の規定が含まれている。これらの規定は、障害のある子どもを含むすべての子供に適用される。一般原則として、子どもには医療機関での滞在中に少なくとも1人の親または親の責任を持つ他の人に同伴してもらう権利がある。医療機関に滞在している間、子どもたちは活動的であり、さまざまに刺激を受ける権利もある。そのような活動は子ども個人の能力とニーズを考慮に入れたものでなければならない。同法はまた、子どもが12歳以上で事件が何であるかを理解することができる場合には、裁判の当事者として行動し、権利を行使することができるとしている。

43. 近年において当局は、学校や余暇における障害のある子どもや若者の状況に焦点を当ててきた。いくつかの調査研究は、メインストリームの教育から除外された障害のある子どもたちは余暇時間の社会的な場であまり積極的でない傾向があることを示している。さらに、1人以上の障害のある子どもを持つ家族の状況についての新しい見解も明らかになってきている。

44. 国連の障害者権利条約で表明されている意図を遵守する政府の努力の一環として、重度の障害のある子どもの親のためのレスパイトサービスを受ける権利が、利用者管理のパーソナルアシスタンスを受ける法的権利に組み込まれた（ＵＰＡ）。これは、これらの子どもたちとその家族がより活発で自立した生活をするために行われた。

45. 保健局は、「障害のある子どもと若者 - 家族はどのような権利を持っているか？」と題した小冊子を作成した。特別なニーズを持つ子ども・若者とその家族は、しばしば多様な施設や機関からのサービスを必要とする。この小冊子は、自分が探しているものを見つけやすくするためのもので、障害を持って生まれたジーナの物語である。それは彼女が生まれた時から約20歳になるまでの間の、彼女と彼女の家族の権利について、そしてどこで助けを求めることができるかについての情報を紹介している。英語版のサイトは英語。

**第8条：意識の向上**

46. 障害者が直面する障壁のほとんどは人為的なものである。それは、社会がその計画と設計においてその人口の多様性を考慮に入れることを怠った結果である。当局は、平等な社会という目標を達成するために、意識の向上と利用者参加を優先するためのさまざまな措置や政策手段を採用している。

**平等と差別禁止オンブズマン**

47. 差別禁止オンブズマン法（Anti-Discrimination Ombud Act）は、平等と差別禁止オンブズマンは、障害の有無にかかわらず真の平等を促進すべきであると述べている。これには、差別禁止およびアクセシビリティ法を実際に確実に実行する役割が含まれる。オンブズマンは態度や行動に影響が及ぶように働きかけるとともに、障害の有無に関係なく真の平等を保証するためのアウトリーチ活動を行う。オンブズマンはまた、平等に関する国民議論に関与し、公共部門と民間部門の両方の活動に監視の目を向け、この分野の政策形成の基盤作りに貢献する。

**協力と調整**

48. 分野責任の原則は、障害者の平等を確保するための努力の基礎となる。児童・平等および社会的インクルージョン省と児童・青少年および家族問題局は、必要な領域で、障害者のための政策の協力と調整を行っている。この局の一部門であるデルタセンター（Delta Centre）は、障害者が他者と平等に社会に参加できるようにするために、ユニバーサルデザインに関するさまざまな社会的関係者を支援している。また、デルタセンターは他の機関や組織との幅広い協力体制を持っている。市町村、研究関係者、利益団体などがこの事業に取り入れられ、利用者指向のサービスの質を保証している。

**新しい国立人権機関**

49. 2015年、ノルウェー国会は人権のための新しい国立機関を設立した。この機関は国会への報告を行うこと以外は独立した機関であり、国立機関の地位に関する国連の原則（パリ原則）の基準を満たすことが期待されている。この機関は、ノルウェーにおける人権の状況を監視および報告し、ノルウェーの人権義務が確実に満たされるための勧告を行う。

**活動および報告義務**

50. 差別禁止およびアクセシビリティ法は、平等を推進し、障害を理由とする差別を防止するために、公的機関、社会的パートナー、および50人以上の従業員を有する民間企業の雇用主に、積極的かつ的確で体系的な取り組みを義務付けている。さらに、一般の人々に奉仕する公的および私的な事業はすべて、自らの組織内でユニバーサルデザインを推進するために積極的かつ的確な努力をしなければならない。「ユニバーサルデザイン」とは、事業の通常の機能ができるだけ多くの人に使用されるようにするための物理的状態に関するメインシステムのデザインまたは配慮を意味する。詳しくは第4条を参照。

**情報および開発プログラム**

51. 知的障害のある人々は、自立した生活をし、社会の一員となる権利を有する。知的障害のある人は、他の人と同じように様々な選択の機会を持たなければならない。それが20年以上前に採用された精神医療ケア改革の要点であり、それは今日でも適用されている。これらの権利についての意識を高めることを目的とした情報プログラムが実施されており、2015年に更新され、継続される。

**知的障害者の利益団体への移民の参加**

52.　2014年12月1日に児童、平等および社会的インクルージョン省の大臣に提出された「知的障害者のための利益団体　―　移民も？」という報告書には、知的障害者のための利益団体に参加する移民がほとんどいないことが示されている。調査結果によると、その理由は、これらの組織の情報が得られないか、会員の意味について不十分な情報しか得ていないことにある。同時に、多くの移民は、これらの組織によってなされる活動には、移民家族への対策が含まれていないと理解している。第19条も参照。

**障害のあるサーミ人**

53. 当局は、北欧福祉社会問題センター（Nordic Centre for Welfare and Social Issues）と協力して、障害のあるサーミ人の生活状況を研究するプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトでは、知的障害とさまざまな種類の機能障害の間にどのような違いがあるかを確認するために、さまざまな種類の障害を区別する。このプロジェクトでは、居住地、文化、一般的な意見、言語、支援サービスとの出会いなどに関連する課題についても検討する。このプロジェクトは3年間実施され、2017年末に終了予定である。そして、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアのすべてのサーミ人を対象とする。

**国連の国際障害者デー**

54. 当局は、12月3日の国連・国際障害者デーを記念する年次会議を開催する。2014年の会議の主なテーマは、「ノルウェーで障害とともに成長する」であった。会議には中央政府および地方自治体、団体、ボランティア団体および他の分野の当局が参加する。そして障害者にとっての中心的な問題にスポットライトを当てることが注目される。

**第9条：アクセシビリティ**

55. 第4条も参照。

56. ノルウェー社会におけるアクセシビリティの向上は、優先順位の高い目標である。当局は、個人を問題として定義し、障害のある人々のための特別な措置が、例外ではなく常態だという考え方から撤退したいと考えている。物理的環境のユニバーサルデザインは、正当なレベルのアクセシビリティを意味する。政府は、ユニバーサルデザインの多くが、計画および建築法に従って、地方および地域計画におけるユニバーサルデザインの戦略を採用する市町村および県によって達成されなければならないことを重視している。当局は、人工環境の開発におけるユニバーサルデザインの知識を促進し、その要件を設定するために体系的に取り組んでいる。この点で重要な分野は、建物と設備、計画、屋外空間、交通機関とICTである。政府は現在、ユニバーサルデザインとアクセシビリティ向上のための新しい行動計画を作成中である。この計画での優先分野はICTと福祉テクノロジーである。

**一般の建物や屋外空間へのアクセス**

57. ユニバーサルデザインは、中央建築計画、地域計画、市町村計画において考慮に入れなければならない他の重要な考慮事項と共に、計画および建築法の目的の1つである。したがって、本法および本法の規則は、政治的優先事項の指針となり、また新しいプロジェクトでは公共の建物、設備、および屋外空間のユニバーサルデザインが求められる。これらの法・指針に従うために、多くの対策が実施されている。これには、「県・市町村のユニバーサルデザインのための全国開発プログラム」（2009-2013）や、地域や地方での優れた実践と事例の情報を提供するWebサイトがある。

58. 数年間にわたり、ユニバーサルデザインの規定またはガイドラインを含む計画の好事例が、ノルウェーの国家情報システムKOSTRA（市町村・国・報告）に登録されている。地方自治体はこれらの活動のための手引きを作成している。計画プロセスにおける国民の利益を保護するために、ユニバーサルデザインの原則が地域および地方の計画で十分に遵守されていない場合、規則に基づいて異議を申し立てることができると定められている。

59. ノルウェー建築局（Norwegian Building Authority）とノルウェー国家住宅銀行（Norwegian State Housing Bank）は、市町村職員と議員にユニバーサルデザインの専門知識を広げるためのプログラムと、建築業界用のユニバーサルデザインの情報プログラムを考案した。プロジェクト計画ツール、ハンドブック、および能力向上プランも、さまざまな対象グループ向けに開発されており、ユニバーサルデザインの原則に沿って既存の住宅のアクセシビリティを向上させる方法に関する消費者向けの情報も用意された。

60. 計画および建築法の技術規則は、情報を読みやすく理解しやすくすることを求めている。テキストと背景のコントラストがはっきり見える必要がある。できるだけ多くの人が情報を理解できるようにするために、重要な情報にはテキストと音または点字の形でアクセスできる必要がある。技術規則は、ほとんどの公共建物に音響および音声伝送機器を設置することも求めている。聴覚障害のある人のための誘導ループはこの一例である。

61. 補助金を受ける事業および施設は、事務協議においてアクセシビリティおよびユニバーサルデザイに関するの取り組みを説明しなければならない。差別禁止およびアクセシビリティ法を参照。これは、公衆による使用を目的とした新しいICTシステムにも適用される。

62. ノルウェー建築局は、社会一般での、とりわけ産業部門と市町村における、建築の質、規制、およびその応用プロセスについての知識の向上に寄与する役割を果たしている。建物の品質を保持し、利用者を怪我や不都合から守るために、監督措置は公共の利益を守らなければならない。監督は市町村の責任であり、市町村は作業を修正または中止する命令を出すことができる。そして、その計画行政および建築行政の部門は、その命令を執行するために強制的な罰金を科すことができる。建築局は、ユニバーサルデザインの監督に関するガイドを作成し、またユニバーサルデザインとアクセシビリティに関する情報もオンラインで公開している。

63. Statsbygg（ノルウエー公共建築財務局、Norwegian Directorate of Public Construction and Property）の主な目的は、すべての建築プロジェクトがユニバーサルデザインの原則に準拠すること、およびStatsbyggが管理するすべての建物が2025年までにユニバーサルデザイン化されることである。「すべての人の建物」のウェブサイトには、 Statsbyggによって管理されるアクセシブルな建物の場所が示されている。これにより、一般の人は建物の入口からさまざまな部屋までのすべてを事前に詳しくチェックすることができる。現在700以上の国有建物がウェブサイトに登録されている。Statsbyggはアクセシビリティ指標を開発したが、そのすべては2010年から2014年までは改善傾向を示した。

64. 子供、青少年および家族問題局は、そのウェブサイト上で建築部門の統計と指標を公表する。これらの統計は、建築分野におけるアクセシビリティとユニバーサルデザインの状況を一層明確に示すことになる。

**ICTへのアクセス**

65. 近年、ノルウェーは人口のデジタル参加のレベルを高めることを重視してきた。技術の進展によって日常生活のますます多くの分野がインターネットを介して行われるなることが見込まれるので、良好な生活条件、個人の自由、および平等は、公衆に利用可能なデジタルサービスを人々が利用できるのか、また彼らが平等にデジタル情報へのアクセスを確保できるのかによって左右される。デジタル参加のレベルを高めるためには、ICTシステムは誰にでもアクセシブルでなければならない。訓練と教育の分野は現在のところユニバーサルデザインを実施する義務の対象となっていない。

66. 差別禁止・アクセシビリティ法には、ICTのユニバーサルデザインに関する規定が含まれている。そして、この法律は、「ICTのユニバーサルデザイン対応規則」の法的根拠となっている。この規則は、誰が法を遵守しなければならないのか、どのICTシステムをユニバーサルデザインにしなければならないのか、どの要件を満たす必要があるのか、およびその要件がいつ発効するのかを明記している。この規制は2013年7月1日に施行され、2014年7月1日から新しいICTシステムを遵守することを求めている。既存のICTシステムは2021年以降は要件を満たす必要がある。この要件を満たす責任は、公衆とのコミュニケーションの主な手段としてICTシステムを用いる事業または組織に課せられる。この要件はすべての種類のメインシステムに適用され、システムがメインシステムであると見なされるかどうかを判断するための重要な基準は利用者数となる予定である。ネットベースのシステムは、ウェブコンテンツアクセシビリテイ指針（Web Content Accessibility Guidelines，WCAG）2.0に準拠する必要がある。

**デジタル商品とサービス**

67. すべての商品およびサービスへのアクセスは重要であり、ノルウェーでは、これは差別禁止およびアクセシビリティ法およびその他の法律におけるユニバーサルデザインおよび個々の配慮に関する規則によって、また支援策および福祉制度によって保証されている。

**屋外レクリエーション活動**

68. ノルウェーの固有の位置と地形のため、すべての利用者グループに対応するように設計されたユニバーサルなレクリエーションエリアはほとんどない。しかし、特に地域社会のいくつかの屋外レクリエーションエリアでは、障害者のアクセシビリティを改善するための対策が実施されている。屋外レクリエーションエリアの環境保護に関して言えば、これらのエリアを改修するための助成金制度への申請の中で、ユニバーサルデザインとアクセシビリテイの向上への注目が高まっている。助成金制度の主な目標は、野外レクリエーション活動への物理的障壁を減らし、すべての人の野外レクリエーション活動を促進することである。

69. 市町村および野外レクリエーション組織と協力して、ノルウェー地図作成局（Norwegian Mapping Authority）は市町村センターおよびレクリエーション地域のアクセシビリティを登録した。現在150の市町村センター、屋外のレクリエーションエリアからのデータが利用可能となっている。その進捗状況は経過観察データを用いて測定される。

**文化遺産へのアクセス**

70. 文化遺産管理局の保護プログラムの様々な活動は、文化財や文化的環境の分野におけるアクセシビリティの向上とユニバーサルデザインにつながっている。遺跡保護プロジェクトには、現在行われているすべての保全および修復プロジェクトにおけるアクセシビリティ改善対策が含まれている。

**第10条：生命に対する権利**

71. 憲法第93条第1段落の下で、すべての人間は生存の権利を持っている。憲法と一般にノルウェーの法津は、他の人と平等に障害のある人の生命に対する権利を保護している。ノルウェーは、条約第10条の生命に対する権利を、出生から適用されると解釈している。したがって、中絶に関する規則は条約の適用範囲とはならない。

**第11条：危険な状況と人道上の緊急事態**

72. ノルウェーの市民保護および緊急時準備活動は、責任、近接、平等、および協力の原則に基づいている。責任の原則とは、ある地域に対して日々の責任を持つ当局、事業者、または機関が、危機や緊急事態の際に必要なサービスの準備および実行サービスに対しても責任を持つことを意味する。近接の原則は、危機管理を可能な限り下位のレベルで組織化しなければならないことを意味する。これらの原則は、障害者に影響を与える市民保護および緊急時への準備作業にも適用される。法務・公共安全省（Ministry of Justice and Public Security）には、まとまりがあり、しっかりと調整された緊急時準備を実現するためのコーディネーターの役割が割り当てられている。

73. 市町村の市民保護が優秀とされるための基礎は、リスクと脆弱性の統合評価によるリスクと脆弱性の認識と知識である。そのような評価は、予防活動、備えの強化、および危機管理能力の向上を通じてリスクと脆弱性を軽減するための市町村の取り組みの基礎を形成するはずである。市町村の緊急事態への備えを管理する規制、および市町村における統合されたリスクと脆弱性の評価に関するガイドラインは、重要な市民社会の役割と重要インフラの喪失に関連する具体的な課題の評価を重視している。特に脆弱な立場にあるとされるグループをフォローすることは、重要な社会的機能と定義される。特に脆弱な立場に置かれる可能性があるグループの1つは、障害のある人々であろう。

74. 火災安全のための国家通信戦略2013-2020は、様々な関係者によって行われる通信を強化し調整することに役立つ。コミュニケーションと情報は、特に脆弱なグループに向けられる。その目標は、火災安全の意識を高め、火災による死亡者数を減らすための調整と重点的な国内の取り組みの強化である。さらに、ろう者および聴覚障害者がテキストメッセージを使用して緊急電話をかけることを可能にするための試行事業を実施することが決定された。

**第12条：法律の前の平等な認識**

75. 憲法第98条の第1段落は、すべての人が法律の下で平等であると定めている。その出発点は、すべての人が法的能力を持ち、権利の保有者であること、そして成人年齢のすべての人が法的行為能力を持つことである。

76. CRPDを批准する際、ノルウェーは第12条の解釈に関する宣言を発表した。政府はその宣言を支持し、その宣言は第12条の文言と一致するとみなし（第4条を参照）、また条約の多くの締約国の広い解釈と一致すると見なしている。障害者権利委員会の第12条に対する一般的意見1号の第3段落を参照。

**後見制度**

77. ノルウェー国会は、2010年に新たな後見法を採択し、2013年に施行された。新法の目的の1つは、ノルウェーの法律を障害者権利条約第12条に沿ったものにすることであった。この法律は、「後見人」や「後見制度」などの伝統的な用語に新しい内容を与えることを決定した。この決定は言葉に関していくつかの論点を提示した。ここでは、個人の統合性、意思、そして選好に基づいた現代的な援助体制であるという事実を強調するために、我々は「個別設計型後見」という用語を使用することを試みる。

78. 条約はパラダイムシフトを当然のこととして必要とする。我々の見解では、パラダイムシフトは、法律改正に反映される態度の変化と能力構築、そして障害者の権利のより適切な解決策と保護のために継続的に努力する学習組織を必要としている。

79. したがって、ノルウェーは、条約第12条を実際に実施するためには、新しい法的枠組みと新しい組織を作成する必要があると判断した。組織改革の一環として、地方自治体の後見権は県知事に移管された。ノルウェー民事局は中央後見当局に任命されており、後見法に沿った県知事の責任の遂行を監督し、県知事の決定に対する訴えを処理する。これは、今では責任が、広い学際的な能力を持つ政府機関にあることを意味する。職員も後見人も、2010年の法律の採択から2013年7月1日の発効までの期間に広範な研修を受けた。ここでの研修内容は、大部分が個人の意思と選好に基づく新法を紹介することであった。私たちの見解では、徹底的なトレーニングの繰り返しが、実際にパラダイムシフトを実現するためには必要である。これらの措置により、専門知識のレベルが大幅に向上し、この分野における有能な学習組織の基盤がうまれた。後見法の準備作業では、処遇の目的は、「すべての個人は、自分の能力と権能に応じて、自分の希望と考えに従って人生を形作る権利を有する」と強調されている（仮訳）。また、「ある人々が他の人々よりも援助を必要としているという事実は、原則として彼らの法的能力を奪うことなく、彼ら自身の生活を形作るための支援と援助を提供する根拠である」とも指摘された。これらの原則は、本法の起草および本法に基づく様々な対策の実践の基礎となっている。

80. 目標は明確であっても、実際に取り組みや解決策の改善を生み出すことは容易ではない。しかし、有能な組織への多額の投資によって、我々は解決策の改善に向けた取り組み続けることができる。これは態度の変化にも不可欠である。制度の出発点は個人の選好と意思であるという認識は継続的なプロセスの一部でなければならない。引き続き政府は、後見人と県知事への情報と訓練において、新しい法律とこの原則を重視することになる。

81. 条約が幅広い人々と状況を適用対象とするのに対し、後見法は、特に支援を必要とする比較的狭い範囲の人々に適用される。後見法の適用範囲に該当しない者であっても、他の法律によるサポートや支援を受ける権利がある場合がある。

82. 後見法は3つの異なる制度に適用される。

・「代理委任状」（powers of attorney）に関する規定。これは私法で、利用者がコントロールする方式であり、公式に(裁判所で:訳者)任命された後見人に代わるものである。代理委任状を作成する権利およびそれに付随する指針は重要な支援メカニズムであり、後見の代わりとして適切な場合がある。それによって、その人は自分自身の援助のニーズを明確に示して、それを提供する人を指定することができる。

・被後見人が代理委任状を設定していない場合、本法は個別の「代理権」（right of representation）を設定する。この代理権により、身近な家族は、食品の購入、家賃の支払いなど、日々の金銭的な用事で援助を要する家族を支援できる。代理権の設定は、後見人の任命の必要性を延期または縮小することを意味する。代理権の目的は、好みや意思に応じて、被後見人が現在まで選択して生きてきた生活の継続を助けることである。現状を変える必要がある場合（別の場所に転居したり、投資したり、車やアパートを売ったりするために援助が必要な場合）、代理権の設定に代えて後見人を任命する必要がある。

・新しい後見法の3番目の制度は、「個別設計型後見」（individually tailored guardianship）である。そのような後見は、上記の代理委任状が存在しない場合、または代理委任状が十分な援助の許可を与えない場合に必要となる。この制度は、（1）後見人と障害者との関係、および（2）外部の第三者（典型的には私法契約および公的機関）に対する後見人の役割、の２つに関係する。被後見人本人と後見人との関係については後述する。

83. 個別設計型後見のもとでは、設計された援助があれば他者と平等に法的能力を行使することができる範囲の支援を必要としている場合、被後見人を補佐することは後見人の責任とされる。被後見人の人間としての完全性、意思および好みは非常に重要である。後見人の任務を必要以上に広げてはいけない。適切な後見人を見つけること、そして後見人と被後見人との間の十分な接触を確保することが重要である。後見人に任命された人は、自分の職務を適切に遂行するために必要な訓練を受け、必要に応じて指導と援助を受けなければならない。訓練は、県知事によって提供され、後見人の任務の内容と範囲に合わせて調整されなければならない。後見人に任命されるためには、その人は職務に適切であり、任命に同意しなければならない。県知事は、個々の評価に基づいて、後見人を必要としている人の利益を十分に保護できる人を見つける責任がある。後見人の選任に関する決定には不服を申し立てることができる。

84. 4類型の後見人が現在利用されている。後見人の最大かつ最も重要な類型は、配偶者/同居人、子供、親、および兄弟などの親族である。親族は、被後見人の好みやニーズについてよく理解していることが多いので、その親族に引き受ける意思があり、適切であり、またその他の点で被後見人にとって最善の解決策である場合、後見人として選択されるべきである。次に、その人を取り巻く人々（比較的遠縁の親戚などで後見人になる意思のある人）から後見人を見つける努力がなされる。そのような後見人の募集には明確にボランタリーの面があるが、非課税の報酬という形でインセンティブがある。3番目の類型としては、公認の後見人のグループがある。これは後見人を生計手段としている人々であるが、優れた後見サービスを提供できるしっかりとした専門性がある。新しい後見法は、後見人としての弁護士の利用を法的専門知識が必要な場合に限定することを目指している。後見法に関する下院（Odelsting）への提案第110号（2008-2009）の185ページを参照。(訳者:第4類型はなにか明記していないが、文脈からは「弁護士」であることが推測される。)

85. 個別設計型後見制度の出発点は、障害のある人は他の人と平等に行動する完全な法的能力を持ち、その法的能力を行使するために援助と支援を必要とする人は、それを受けるべきである、ということである。したがって、2010年後見法に基づく後見の大多数は、法的行為能力の制限を伴わない。後見人の責任は、そのような援助を必要としている病気や障害のある人を援助し支援することである。後見人が任命される者（被後見人）は、後見の設定、後見の範囲、および後見人として選ばれた人について、書面による同意を与えなければならない（その同意が何を意味するか理解する立場にない場合を除いて）。後見は、援助を必要としている人に合わせて設計されなければならず、そして、その人と相談して行使されなければならない。

86. 明確な基本的な規則は、後見人は援助を必要としている人が反対する処分をすることはできないということである。これに例外があり、被後見人は問題を有する部分では法的行為能力に対する制限を受ける（この点についてのさらなる議論は以下を参照）。そのような場合も、被後見人に対する後見人の権限は、「最も制約の少ない方法」を使用するという原則、および後見法制のその他の基本原則に照らして解釈されなければならない。

87. 被後見人の法的行為能力に対する部分的な制限は、それが絶対的に必要な場合にのみなされなければならず、制限が必要とされる生活分野に限定されなければならない。後見人は被後見人の考えを重視し続けなければならず、また配偶者または同居人がいる場合には、それらの人の発言を許可しなければならない。被後見人が後見人の決定に賛成できない場合、被後見人はその問題を県知事に持ち込むことができる。

88. 自分の経済的利益に気を配ることができず、自分たちの経済的状況に深刻な悪影響を及ぼす行為をする人は、財務問題の法的行為能力に制限を受けることがある。自分の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある方法で行動する重大なリスクがある場合、その人物は特定の分野の法的行為能力に制限を受けることがある。だれ一人、それ自体で本来の法的能力を奪われることはない。法的行為能力の制限は、それぞれの場合に必要な範囲に常に制限される。

89. 人の法的行為能力の部分的な制限は、例外的であるべき深刻な介入であるが、それでもなお、その人の他の権利を保護するためにそれが必要な場合がある。自己決定の権利は、生命に対する権利、必要な医療に対する権利および適切な生活水準に対する権利など、他の基本的権利とのバランスが取れていなければならない。人が自分自身に重大な危害を加えることを防ぐことが厳密に必要である場合に、法的行為能力の部分的な制限の可能性が許されない場合、その人の他の権利が損なわれる危険がある。しかしながら、一方では当事者の自律、他方では他の権利との間で個々のケースのバランスをとることは非常に困難な場合がある。

90.　法的行為能力の部分的な制限が必要な場合には、この権限が悪用されないことを確実にするメカニズムが不可欠である。ノルウェーでは、法的行為能力の部分的な制限は地方裁判所によって決定されなければならない。特定の分野で法的行為能力に対する制限を受けており、自分のために行われた決定に異議のある者は、県知事および/または裁判所に問題を提起することができる。県知事は、後見人による譲渡処分も監督している。

91. 後見団体から受け取った数字は、2015年1月の時点で、法的行為能力に対する完全または部分的な制限を含めた登録された後見数が250人未満であることを示している。これは、成人向合計36,200の後見登録のうち、0.7％未満であった。この36,200は成人のみである。未成年者は、法的行為能力の制限対象とはならないが、約21,000の後見がある。この統計には、1898年11月28日の旧法、「自分の問題を管理することができない人としての宣言」に関する法律による法的不能決定が含まれている。そのような決定は、新後見法の施行後3年の経過期間にわたって法的行為能力を完全に制限する後見とみなされる。第101条第3項を参照。この後見は、2016年7月1日までに新しい規則に照らして見直される。移行期間の終わりには、統計は新法に基づく法的能力の制限を持つ後見の範囲の的確な全体像を提供する。後見団体で使用されるデータ処理システムは開発中である。統計の質を確保するためにはさらなる作業が必要であり、これは継続的な改革プロセスの一部となる。

92. 代理委任状の適切な使用は、法的行為能力に対する制限が本人の全体的な権利およびニーズの観点から見た最善の解決策として浮上する状況を回避するための適切な手段であり得る。したがって、そのような代理委任状の設定に関する指針は重要である。我々は、支援メカニズムを確立するための他の成功した措置に関する情報を歓迎する。

93. 新後見法と上記の原則の実施は継続的なプロセスであり、我々は、後見人と後見人組織への情報と訓練の提供を引き続き重視し、後見制度の中で被後見人の好みと意思を確実に尊重し続けることになる。

**刑事事件の免責。精神医療への送致**

94. 一般刑法第44条に基づく狂気、無意識または重度知的障害を理由として刑事責任を免除される（自分の行動に対して刑事責任を問われる能力を持たない）人は、通常の刑罰を宣告されない。また、そのような人が特定の重大な法律違反を犯した場合でも、特定の条件で刑法の下で特別な処分がなされることがある。現行の法律の下では、その行為に対して責任が問えない人に対しては2つの特別処分がある。行為を行った時点で精神疾患または無意識であった人（第44条第1段落を参照）は、第39条の条件が満たされている場合は、強制的な精神医療への特別移送処分が宣告される。行為の実行時に重度の知的障害のあった人（第44条第2段落を参照）は、強制監督処分を宣告される。（39条aと39条を参照）。

95. ある人が強制的精神医療または強制的監督を宣告されるには、2つの基本的条件が満たされなければならない（一般刑法第39条を参照）。第一に、その人は一般刑法第44条の規定による刑罰を課されてはならない。第二に、社会を深刻な犯罪の繰り返しから守るために特別な処分が必要とされる。加えて、第三に、違法行為の種類の要件が設定されている。犯罪者が深刻な暴力的な重罪、性的重罪、不法な自由の剥奪、放火、その他の人の命、健康、自由を損なう重大な重罪を犯したか、犯そうとした場合のみ、特別な処分がなされる。そして、第四の条件は、犯罪が具体的に繰り返される危険がなければならないということである。

96. 強制的精神医療への特別な送致処分は医療サービスで実施され、精神医療法（Mental Health Care Act）に従って行われる強制的精神医療とほぼ同じ規則に従う（第15条の記述参照）。強制的精神医療の最初の3週間は施設への入院という形で行われなければならない（精神医療法第5条3の最初の段落を参照）。担当の医療従事者は、その後、強制的精神医療の実施のレベルを決定する。裁判所の命令により送致された人は、医療サービスの中で適切なレベルの施設に配置される。その人のフォローアップは精神医療システムにおける一般の患者の監督とは、実際上異なる。精神医療法に従い治療レベルを選択する際には、「裁判所の命令により送致された人の治療について、特にさらなる重大な法律違反の危険から社会を保護する必要性について、特別な配慮が払われなければならない。」担当の医療専門家は、特別処分を宣告された人に対する様々な種類の治療の有効性を重視しなければならないが、ここでの検討は、新たな重大な法律違反の危険から社会を守る必要性の方を優先しなければならない。

97. 特別な処分によって送致された者は、通常の患者と同じ治療機関で命令に服する。これは実際には、地域の精神科センターの入院患者または外来患者として、その人が部門のすべてのレベル、すなわち地域の治安部門、地方の治安部門、他の病院の部門に現れることになることを意味する。

98. 強制的監督への移行を求める裁判所の命令は、強制的監督のための特別な部署で執行される。強制的監督は、特別部署内の病棟内、または外の本人の出身市町村内で行うことができる。特別部署は、個別のケースについて、特別処分を特別部署の内とするか外とするかを決定する。特別な処分が特別部署の外で行われる場合も、特別部署は最終的な責任を負う。民事刑法第39条aでは、有罪判決を受けた者は意志に反して拘束され、逃亡した場合には必要であれば強制的に、そして公的機関の助けを借りて引き戻される、としている。これは、判決が特別部署の外で執行される場合にも適用される。これらの特別処分はどちらも特定の期間に限定されず、繰り返しの危険がある限り継続される。原則として、これらの特別な制裁は一生続くことがありえる。有罪判決を受けた者は、移行命令の1年後に処分の撤回を申請する権利を有し、またその撤回申請を却下する判決の執行から1年後に、再申請する権利を有する。そのような申請は裁判所に持ち込まれ、判決によって判断されなければならない。

99. 刑事責任の免除を受ける大多数の人は、特別な刑事処分の対象とはならない。 2002年から2006年の間に、合計17件の強制的監督の判断と84件の強制的精神医療への送致の判断が認められた。比較として、同じ期間に、一般刑法第44条に基づき犯罪者の責任能力が疑われために、13,081件の法律違反（すべてのカテゴリー）が棄却された。

100. 2013年1月、責任に関する委員会が立ち上げられ、刑事責任を免除する根拠としての個人的能力の欠如に関する一般刑法の規定（刑事責任が免除される根拠条件を含む）に関して、および刑事事件における司法精神医学の役割に関して、広範な見直しを委託された。委員会はその報告書：NOU 2014、「責任能力、専門性および社会の保護」を提出した。委員会は、個人的能力の欠如は刑事責任の免除の根拠として考慮されるべきと考え、精神的能力の欠如に基づく刑事責任の免除の根拠としての医学原則の修正版の拡張を提案した。委員会が提案した規則では、著しい程度の精神症状を示す精神病者である犯罪者だけが刑事責任から除外されると明確にしている。さらに、専門家の証言ではなく、裁判所だけが、加害者が法律の下で「精神病」であるかどうかについて説明し、結論を下さなければならない。委員会はさらに特別刑事処分に関する規則のいくつかの変更を提案する。とりわけ、範囲を広げることが提案され、軽微な不正行為（minor violations of integrity）も特別な処分の理由とされる。委員会はまた、特別処分を宣告された人に対する精神医療法の章の新しい規則を提案し、有罪判決を受けた人自身や施設外の患者や地域社会の治療および安全に必要なもの以外の自由の制限や介入を行ってはならないとした。さらにこれらの制限内で、有罪判決を受けた人の自己実現のために処遇をしなければならないとした。

**知的障害者のための適正手続き**

101. 調査報告書「これが私の今の暮らし」と白書「自由と平等 - 知的障害のある人々」（Meld. St. 45（2012-2013））の両方で、存在している権利とその実際の実現状況の間の知的障害者の権利のギャップが指摘されている。知的障害者の適正手続きの状況については、関係部局と協力して詳細な情報を入手する予定である。児童・青少年および家族問題局は2014年、この分野に関する当局自身のデータ、数字/統計および研究開発情報を得るために多くの当局と協力した。これらのデータは、2015年春に児童・青少年および家族問題局が発表し、同年12月に終了する研究開発プロジェクトの基礎となった。この研究開発プロジェクトの目的は、学習困難な人（persons with learning difficulties）の適正手続き状況に関する既存のデータ/調査の広範な調査を行い、情報が足りない分野の概要を把握することである。また、学習困難な人の適正手続き状況についての知識が不十分な分野でも研究開発プロジェクトの計画がある。この取り組みは、知的障害者の生活状況についての継続的な公的調査に関連している。知的障害者の適正手続きの保護のあらゆる側面を検討することは、委員会への付託事項の中心的な課題である。第16条と第19条を参照。

**第13条：司法へのアクセス**

102. 原則として、誰もが司法への平等なアクセスの権利を持っている。憲法第98条第2段落の下では、いかなる人も、法制度との関わりを含め、不当または不相応な差別的取扱いを受けてはならない。また、憲法の第95条第1段落の下では、誰もが合理的な期間内に独立した公正な裁判所に訴訟を起こす権利があり、法的手続きは公正でなければならない。

103. しかし、多くの障害者は効果的に権利を行使する上で、支援策に依存している。刑事訴訟では、暴力や性的虐待を含む特定の事件では、「知的障害または同様の機能障害」のある証人が司法審査の中で質問されることがある（刑事訴訟法239条と298条を参照）。司法審査では、証人が事前に陳述することを認め、インタビューのビデオ録画は法廷で再生される。

104. 「子供の家」は、警察に通報された暴力や性的虐待にさらされたか、または目撃した可能性のある子供や若者にサービスを提供する。このサービスは現在、知的障害または他の障害のある成人にも提供されている。すべての「子供の家」には、所属の職員、通常は障害のある大人との対応に関する専門知識を持つ専門の監督者およびその他の職員がいる。このグループの特別なニーズに対応するための適切な手順も開発されている。

105. 2015年6月、国会は刑事訴訟法を一部改正する法案を採択した。改正が（おそらく2015年に）施行されれば、知的障害者または同様の配慮を要するその他の機能障害のある人は、性犯罪、性器切除、親密な関係での虐待、殺人または身体的危害を含む訴訟で、被害者または証人として質問される場合、障害が配慮されたインタビュー環境で質問されなければならない。この面接は、明らかに他の場所で行われるのが証人の利益になる場合を除いて、「子供の家」で行わなければならない。警察が証人の機能レベルについて疑問がある場合は、そのことに配慮した面接も使用しなければならない。さらに、警察は、事件を明確にするためまたは証人に考慮を払わなければならない場合、上記以外の刑事事件においても特に脆弱な人に対して配慮した面接を行うことができる。これらの改正は、知的障害または同様の障害のある人々の司法へのアクセスを改善する。改正によると、脆弱な成人へのインタビューは時間を置く形での連続インタビューとして行われる。。その目的は、目撃者が集中力を失い、疲れを感じるのを防ぎ、面接官との信頼関係を築き、面接の状況において安心を感じることができるようにするために、目撃者により多くの時間を与えることである。この方法を使用したテストでは、これらのインタビューでは証人に対してより多くの考慮が払われ、より良い証拠が得られることが示された。彼らは、特に脆弱な成人に対する加害者の有罪判決を容易にする。

106. 条約第13条（2）は、次のように述べている。「締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。」

107. ノルウェー警察大学で行われる基本的な訓練には、警察官候補生に、さまざまな生活状況およびさまざまな機能的能力を持つ人々に丁寧かつ敬意をもって対処する方法を教えることが含まれている。子ども、知的障害のある人、その他の特に弱い立場にある大人を面接する警察捜査官は、通常、若年の証人と彼らへの面接方法について学ぶために、さらなる訓練を受ける。2014年秋以降、警察の捜査官は、連続インタビューを使用して、未就学児童および知的障害者のインタビューを実施する資格を与える訓練コースを提供されてきた。知的障害者または同様の障害のある人々に面接を行う警察捜査官にはそれ以上の訓練を受ける強制的義務はないが、省の規則はこれらの面接を行う捜査官も可能な限り訓練を受けること推奨している。

108. ノルウェー裁判所管理局の優先課題の1つは、職員の力量を継続的に向上させることである。能力開発には、知的障害のある人や学習能力に障害のある人など、脆弱なグループとのコミュニケーションが含まれる。目標は、これらの利用者グループを識別し、理解し、対話するための裁判所の能力を高めることである。

109. ノルウェー矯正サービスは、ノルウェーにおける刑務所警備員の訓練を担当している。現在、シラバスには障害者とその権利が含まれていない。しかし訓練の重要な側面には、さまざまな課題を抱えている人々に対応するための十分な知識を満足のいく方法で受講生に提供することがある。

**第14条：身体の自由と安全**

110. 憲法第94条は、法律で決められた事例で、かつ法律で決められた方法による以外、だれも拘束、その他の方法で自由を奪われることはないとする。さらに自由の剥奪は、必要な場合に限られ、そして不相応な侵害であってはならないと続けている。自由を奪われた人は、過度の遅滞なく裁判に訴える権利がある。自由の剥奪は、差別なく行なわれなければならない（憲法第98条第2段落を参照）。この結果、だれも自由を障害のためだけに奪われることはなく、障害のある人は他者と同等の憲法上の権利を共有する資格があることになる。

111. 障害者は、ノルウェーの他のすべての人々と平等にその人の自由と安全を確保する権利を有する。彼らは恣意的な扱いを受けてはいけない。条約第14条（第25条も参照）のノルウェーの解釈では、自由および処遇の剥奪が精神疾患の存在以外の客観的基準によって正当化される限りにおいて、条約は精神障害のある人に対する必要な強制的入院および治療を禁じていない。したがって、条約の批准時の解釈宣言において、ノルウェーは次のように宣言した。「条約は、状況の中で最後の手段として必要とされる場合、そしてその対応が適切な手続き的保護の対象とされる場合、精神病の治療を含め強制的な監督または治療を認めている。」政府はこの解釈判断を維持しており、それは第14条の文言と一致し、締約国の間での条約の一般的な理解に従っているとみなしている。宣言が締約国間での条約の一般的な理解と一致しているという事実は、障害者権利委員会に対する締約国の報告およびこれらの報告に対する委員会の結論に反映されている。

112. 国連・障害者権利委員会は、条約第12条について一般的意見を述べている。この意見は第14条および25条にも関係している。ノルウェーはこれらの意見に対する回答を提出し、政府が第12条、第14条および第25条に関する解釈宣言を維持する理由をさらに正当化した。第14条についてノルウェーは、「第14条1 b）が、『障害の存在は決して自由の剥奪を正当化しない』ことを確認し、これに完全に同意する。しかしながら、この規定は、精神障害の存在が、非同意の入院および治療の措置に関するいくつかの基準の1つであってはならない、とは読めない。第14条は、障害の存在だけで自由の剥奪や強制的治療を正当化する立法および慣行を禁止している。条約についてのこの解釈は、条約締約国の慣行によっても支持されている。」

113. 「精神医療サービスは可能な限り自発的同意に基づくべきであり、強制監督と治療の使用を絶対的に必要な範囲に減らすことが国家医療管理サービスの目標であることに合意しながら、条約は精神障害者の強制的なケアまたは治療を可能にする法的規定を、それらの条項が多くの厳格な基準を満たしている場合には、認めているとノルウェーは考える。」

114.「すでに述べたように、精神病や障害の存在は、それ自体では、自由の剥奪または強制的治療を可能にすることには十分ではない。しかしながら、個人が自分の治療について決定を下すことができない、および/または自分自身または他の人々に害を及ぼす重大なリスクがある場合で、より侵襲的でない方法では効果が期待できない場合など、個々のケースで必要な場合には、強制的監督または治療が有効であることがある。与えられる治療は、一般に認められている医学的基準に従うべきである。人を強制的監督や治療の対象とする決定は、厳格な法的保護の対象となるべきであり、患者は公平な機関によるこの決定の見直しへのアクセス権を持つべきである。これらの基準を満たす強制的監督および治療は、条約第14条に基づく違法または恣意的な自由の剥奪と見なすことはできない。」と述べた。（以上、第112項から114項まで、ノルウェーの回答の引用：訳者）

**精神医療における強制の使用**

115. 精神医療法は、非自発的精神医療の実施を決定する前に、自主的精神医療の提供を試みなければならないと規定している。強制の使用は補助的な解決策でなければならない。強制的な精神医療が実施される前に、患者は「重度の精神障害」に苦しんでいなければならず、さらに法律は「厳格な補足的条件」を規定している。その1つは治療にかかわり、もう1つはリスクにかかわる。治療にかかわる条件には２つの選択肢、すなわち改善に対するものと悪化に対するものとが含まれる。改善に対する選択肢は、精神医療を強制しなければ、患者の健康の回復または大きな改善の見込みが大幅に減少することを意味する。悪化に対する選択肢は、強制的な精神医療が実施されない限り、患者の状態が非常に近い将来に著しく悪化する可能性が高いことを意味する。リスクにかかわる条件とは、「自分自身や他の人の生命や健康に対する明確で深刻なリスクとなること」から患者を守るために、強制的な精神医療が必要であることを意味する。これらの補足的条件のうちの一つが満たされれば十分とされる。しかしながら、同法は、任意の総合評価が行われて、強制的な精神医療が明らかに患者にとって最良の解決策と見なされる必要があると規定している。

116. 強制的治療自体に関しては、本法は、「専門的に認められている精神医学的方法および確実な臨床慣行に明確に従う」ことを別個に規定している。この法律はまた、「患者の病状の治癒または大きな改善をもたらすか、病気の重大な悪化が避けられる可能性が高い」場合にのみ、強制的治療方法が採用され実施されるとしている。電気痙攣療法（ECT）は、もっぱら必要性の原則に基づいて、または有効な患者の同意に基づいて実施される。

117. 強制入院を管理する精神医療法の規定の下では、患者は2人の医師によって検査されなければならない。患者とその近親者は、強制の決定に対して、監督委員会に不服を申立てることができる。強制入院の決定に対する不服申立ては、一般的に執行を停止させる影響を与えない。強制治療は、担当の精神医療専門家によって行われた行政上の決定が拠りどころとされる。患者が決定を知らされてから48時間以内に提出された薬物による強制治療を行う決定に対する不服申立ては、その申立てが裁定されるまで執行を停止させる効果を持つ。しかし、治療が遅れると患者が深刻な健康への悪影響を被る場合、これは当てはまらない。監督委員会は、強制的な手段の使用を含む一般的な強制的精神医療の方針決定および実施に関連する不服申立てに対応する機関として機能し、県知事は薬物強制使用の決定に対する不服申立てを処理する。

118. 強制的精神医療の使用に対して不服申し立てがない場合でも、監督委員会は、独自の主導性により、決定がなされた3か月後に強制的精神医療を継続する必要性を評価しなければならない。さらに、担当の精神医療専門家は、強制的精神医療の条件が依然として存在しているかどうかを継続的に評価しなければならない。強制使用に対する司法審査が求められる可能性もある。

**子どもと青年への強制的精神医療ケア**

119. 子供や若い人たちのための強制的精神医療は、一般に、施設への入院で実施される。入院治療を伴わない強制的精神医療が、子供や若い人に提供されることはほとんどない。強制的精神医療の提供が承認されている機関のみが、子供や若い人たちに強制的監督を受けさせることができる。16〜18歳の青年には、精神医療法の成人と同じ規定が適用される。医療法によると、16歳未満の若者は法的に有資格であるとは見なされない。これは、12歳から16歳までの子供の精神医療は、1人または複数の保護者としての責任を持つ親の同意に基づいてなされることを意味する。両親は、双方とも親として責任がある限りにおいて、治療に同意する必要がある。保護者の同意に基づいて精神医療を行うことは、法律上の強制とはみなされない。12歳から16歳までの子どもの精神医療は、子どもが「その方法に同意しない」場合は監督委員会に報告しなければならない。

**精神医療における強制の統計**

120. SAMDATA報告2013「精神医療における強制」（2014年11月）は、2013年に5,400人の患者が非自発的に入院したことを示している。この数字は2012年と同じだが、2011年よりは200人少ない。ソースデータの誤りや欠落を考慮する必要があるが、この統計は、強制入院の数が2011年の約8,100から2013年には7,700にわずかに減少したことを示している。同時に、強制入院の平均期間は2011年から2013年の間に増加した。

121. 拘束と隔離の使用は2012年から2013年の間に増加したが、保健局によれば、これは保健当局側の報告手続の改善によるものと思われるとされている。

122.　2013年に、強制的精神医療に関して合計3,740件の決定が下され、決定に対して2,355件の不服申立てが提出された。不服申立ての件数は2012年と比較して11％増加した。不服申立ての6％が認められた。これは、2012年および2011年の数値を下回っている。

123. 精神医療における強制の使用を減らすための取り組みの一環として地域保健当局に配布された指示文書は、2013年と2014年の両年、強制入院数を5％削減（合計10％削減）することを求めている。2015年に関しては、数値を2014年と比較してさらに減らすことが求められている。

**法制の見直し**

124. 医療・ケアサービス法は、障害のある人に提供されるより具体的なサービスの一環として、強制と支配力の使用を規制している。この規則には、計画的措置を実施する職員の訓練に関する要件を含む、強制的措置の使用を管理する厳格な実体的および手続き的条件が含まれている。県知事は、例外的な場合に限って、法律に規定されている訓練要件からの免除を与えることができる。さらに、法律は、これが医療利用者または患者に害を及ぼさない場合、そのような措置が実施されるときには2つのサービス事業者が介在しなければならないと規定している。

125. 市町村の大部分が、下された決定に規定されている訓練要件からの免除を必要としているという事実に基づいて、医療・ケアサービス省は保健局に、医療・ケアサービス法における教育要件および資格要件、ならびに市町村の能力に関する状況など様々な問題について、調査し回答を求めることを依頼した。医療・ケアサービス省は、精神障害のある人に対する強制と力の使用の場合の適正手続きの保護に関する保健局の2004年の回状（Circular IS / 10 – 2004）の改訂を通じて、この報告を重点的にフォローアップする。医療・ケアサービス法を参照。

**身体の医療ケアにおける強制の使用**

126. 患者権利法第4章Aでは、患者が同意を与えることができず、治療が拒否されていることを条件として、強制的な身体医療の使用を許可している。さらに、それは医療の差し控えが、健康への深刻な悪影響をもたらす可能性がある場合でなければならない。これに特に関連性のある患者グループは、認知症の人、知的障害のある人、そして看護や介護および歯科治療などの身体的医療を必要とする精神疾患のある人である。この章の規定はまた、医療施設、典型的には認知症の人の居住介護施設での強制的な入院と拘留のための法的根拠も提供している。

127. 居住介護施設の居住者を虐待および人間としての完全性（integrity）の侵害から保護するための1つの重要な方策は、職員の行動の適法性および有害な影響を評価する資格のある十分な人的資源を常に利用できるようにすることである。実践報告は、不十分な人員配置水準と専門的資格の不足を、一般的にノルウェーの居住介護施設における大きな課題として強調している。したがって、政府は、個人の人間としての完全性の侵害を防止するという国の義務の一部として、職員の訓練と能力向上を推進している。「能力改革2015」計画の目的は、専門的に有能な介護サービスを生み出すことである。

**精神医療サービスへの自発的入院数を増やすための措置**

128. 精神医療サービスへの自発的入院のレベルを高めるための国家戦略が現在進行中である（2012年 - 2015年）。この戦略には14の国家対策が含まれており、これらは3つの主な分野に分けられる。1）能力と質の保証、2）ドキュメンテーション（記録）、3）知識の開発と研究。国の措置は、地域および地方の行動計画の支援を目的としている。専門家による医療サービスと地域医療サービスの連携、統合されたクリニカルパス、および利用者、家族、医療専門家にとって可能な限り公平な自発的入院のための代替解決方法は、強制の使用を減らす取り組みの重要な要素である。自発的な入院のレベルを上げることは、強制を避けるかまたは可能な限り減らすために、予防と大きく関係し、そして可能な限り早期に治療を求めることに大きく関係している。国の対策のほとんどはすでに実施されている。戦略期間の最後の部分の主な優先事項は、精神医療サービスの担当者へのガイダンス資料を作成し、無投薬サービスを含む自主的および利用者管理サービスに関するガイダンス資料を用意するとともに、強制の使用に関する知識を増やすためにデータの質を向上させることである。

129. 精神医療サービスにおける自主的入院数を増やすための地域および地方の計画の内容に関する大臣の要請に沿って、2015年の指示文書は、精神医療サービスの患者にも、可能な限り様々な治療の選択肢（服薬をしない選択肢を含む）を提供することが可能でなければならないと明記した。これらの治療の選択肢は、利用者団体と密接に協力して設計されなければならない。指示文書は、地域保健当局にこれがどのように実施されるべきかについての計画を報告するよう依頼した。この問題は現在すべての医療地域で引き続き検討されている。

**精神疾患のある人の移送**

130. 医療サービスは精神障害者を移送する責任がある。1つの目標は、尊厳を伴い、また専門的に信頼できる移送サービスを確立することであり、そこでは警備上の理由で必要な場合にのみ警察が援助を提供する。法務および公共安全省は、2015年に予算から2,000万ノルウェークローネを割り当て、特別な訓練を受けた医療従事者が精神疾患のある人を移送できるようにした。4つの地域保健当局は、国会による年間予算配分を条件として、3年間に渡ってプロジェクトを確立する仕事をしてきている。

**刑務所**

131. 条約は、障害のある人が自由を奪われたときに「合理的配慮」が提供されることを求めている。これは実際には、判決の実行の際に、改修独房などある程度配慮した施設に障害のある人を割り当てることによって解決される。また、施設の中には、それぞれの囚人に個別に対応しているところもある（詳しくは第9条を参照）。改修独房が利用できない場合、法律は、判決を遂行するために囚人をノルウェー矯正サービス以外の機関に移送できる余地を、一定の制限付きで認めている。刑務所医療サービスは、障害のある人が自由を奪われたときに発生する医学的問題に対応しなければならない。

**第15条：拷問または残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは処罰からの自由**

132. 憲法第93条第2段落と、ノルウェーが署名したいくつかの条約の下では、拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは罰に対する禁止は、他の者と平等に障害者を保護する。国連・拷問その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは罰に対する条約（OPCAT）の2002年の選択議定書は、2013年にノルウェーによって批准された。OPCATの批准に続いて、国会は2014年春、国会オンブズマンを国家拷問および非人道的処遇防止機関として指定した。

**医療と健康に関する研究**

133. 健康調査法の下では、法律で別段の定めがない限り、医学および健康に関する調査研究を行うときには、その参加者から同意を得なければならない。同意は、通知され、自主的であり、明示され、記録されなければならない。広範囲にわたる同意が認められている場合でない限り、同意は具体的な研究プロジェクトに関する個別の事項についてなされなければならない（健康調査法第14条参照）。研究参加者が同意を求めている人に依存する関係にあると見なすことができる場合には、研究参加者が同意を与えざるを得ないプレッシャーを感じる可能性があることを意味するので、インフォームド・コンセントは研究参加者がこのような関係を持っていない他の人によって取得されなければならない。研究プロジェクトに大幅な変更があった場合、その変更が参加者の同意に影響を与えると見なされる場合は、第13条に従って新たな同意を得なければならない。研究プロジェクトへの参加の同意はいつでも取り下げることができる。参加者が同意を撤回した場合、彼らの生物学的材料または個人の健康データに関する調査は中止しなければならない。同意を撤回する参加者は、30日以内にその生物学的材料を破棄し、個人の健康データを削除または引き渡すことを求めることができる。

**第16条：搾取、暴力および虐待からの自由**

134. ノルウェーでは、人間としての権利の侵害から個人を保護するための罰則が原則としてすべての人に適用される。しかし、いくつかの罰則規定は、障害のある人々を含め、特定の脆弱なグループを特別に保護している。

**ヘイトスピーチ**

135. 障害者は、一般刑法第135条aに基づいて。ヘイトスピーチから保護されるいくつかのグループのうちの1つである。この規定は、差別的発言を公然と行う者に適用される。差別的または憎悪的な発言とは、障害を理由として誰かを、脅かすまたは嘲笑する発言、または障害を理由とする憎悪、迫害、または侮辱的な発言を、他人に扇動する発言を意味する。また、故意による違反であれば、それが軽微なものであっても罰せられる。この規定は、2005年一般刑法の185条に組み込まれている。

**雇用関係における差別に対する保護**

136. 一般刑法第349条aはまた、雇用関係における差別からの保護を障害者に提供している。この規定の下では、物理的設備の不備によるものでない限り、いかなる商業または類似の活動においても、障害を理由に商品またはサービスの提供を拒否した人は、罰金または6ヶ月以内の懲役を科される恐れがある。この規定は、2005年一般刑法の186条に組み込まれている。

**立場の悪用**

137. 一般刑法第193条は、立場の悪用を処罰しており、精神疾患や学習障害のある人を悪用することによって、性的行為を行う、または他者の性的行為を助ける、もしくは扇動する者を処罰する。この条項は、2005年一般刑法の295条に組み込まれている。強姦を規定する条項の中に指定されている行為の1つは、無意識または他の理由でその行為に抵抗できない人と性的行為を行うことである（一般刑法第192条第1段落bを参照）。この行為には、特定の状況下で、不当に傷つけられた人が重度の障害者である場合にも該当する。この規定は、2005年一般刑法の291条bに組み込まれている。

**厳罰化要因としての障害**

138. さらに、犯罪が被害者の障害につけ込む形で行われた場合、罪が重くなる可能性がある。一般刑法第232条は、これを暴力と傷害行為の厳罰化が必要となる特に深刻な事態と規定している。2005年一般刑法では、被害者の障害につけ込む形で行われた犯罪は、一般的に厳罰化が必要な状況として特定されている（第77条iを参照）。2005年一般刑法はまだ施行されていない。 2015年中に発効すると予想されている。上記の規定は、判例法に明記されているので、現行の法律の裏付けとなることが見込まれている。

**暴力と虐待**

139. 「ノルウェーにおける暴力とレイプ　－　ライフコースから見た全国暴力出現率調査」と題された研究が、2014年に「ノルウェー暴力および外傷性ストレス研究センター」によって開始された。この研究はノルウェーにおける暴力および虐待の出現率を明らかにしている。しかし、障害者に関しては信頼できる数字は存在していない。2010年と2013年に実施された調査研究は、機能的または知的な障害のある人は少なくとも他の人と同じ程度の多くの暴力にさらされていると結論づけた。それは障害のある女性に特に当てはまると考えられている。

140. 家庭内暴力に対する政府の行動計画2014-2017年のフォローアップに関連して、暴力に傷つきやすい障害のある人が利用できるサービスのマッピングが行われた。このマッピングは現在継続中である。この取り組みは、知的障害のある成人の性的虐待を含む事件を扱うためのガイドラインに関連するものとして理解されている。これらのガイドラインはウェブサイトに公開されている。このウェブサイトには、市町村、企業、その他の関連組織における訓練や能力開発のための資料、および知的障害のある人々のための分かりやすい版のパンフレットも含まれている。

141. 障害のある若い人々のためにセクシュアリティを扱い、境界を設定するデジタル化された教材が開発された。「身体、アイデンティティおよび性」と呼ばれているこの教材は、軽度の障害のある人を対象としているが、他の人も利用できる。指導はインストラクターによって行われるべきである。コースの目的は、自分の体とセクシュアリティに対する健康的な態度を促進し、虐待を防ぐことである。

142. 2014年、政府は、子供や若者の暴力や虐待に対抗するための新しい行動計画（2014年から2017年）を開始した。「素晴らしい子ども時代は一生の宝である」と呼ばれるこの計画では、障害のある子供や若者がいかに攻撃的行為、暴力および虐待を受ける危険性が高いかを強調している。そのための計画の中の対策21は、サービス提供者による虐待を含め、そのような場合を発見して対応するためのより適切な手順を開発することを目的としている。これらの手順は、関連するすべてのサービスおよび支援プログラムに通知される。

143. 障害児分野の児童福祉サービスの専門性を向上させるための指針は、2015年半ばに発表される予定である。これは、ネグレクトや虐待を受けたときに脆弱な子どもが誤診されるのを防ぐのに役立つはずである。性的虐待から障害のある成人を保護することに特化したWebサイトも作成されている。

144. 危機センターおよび近親相姦危機センターを、機能的能力と関係なく、誰もが利用できるようにすることも目標とされている。2013年には、47センターのうち32がアクセシブルと見なされたが、2007年には50センターのうち18センターしかアクセシブルではなかった。

**犯罪歴証明書の要件**

145. 2012年、ノルウェーは、永続的適応就労と呼ばれる雇用事業を提供している企業に対して、これらの企業の従業員で、信頼または責任関係を結ぶ地位にあるが、知的障害のある人に虐待または悪影響を及ぼす恐れのある個人から犯罪記録証明書の提出を求める規制条項を導入した。従業員とは正社員を意味し、証明書は作成後3か月以内のものでなければならない。犯罪記録証明書を提出させることは、職場での知的障害者への虐待および悪影響を防ぐことを目的としている。永続的適応就労の詳細については、第27条を参照。

**刑事訴訟法の改正案**

146. しばしば強調されている1つの問題は、知的障害のある人が暴力や性的虐待を受けた事例には報告漏れが多いということである。この問題を明確に浮き彫りにしたのは、知的障害のある人の自由と公平性に関する白書である。刑事訴訟法の改正法案（提案書112 L（2014-2015））（子どもおよび特に脆弱な被害者および証人の聴聞に関する）は、最初の聴問は原則として前もって容疑者を告発せずに、あるいは知らせずに行われるべきであると提案している。この提案が採用されれば、そのような事件を報告するハードルを下げ、特に脆弱な成人への暴力または虐待の疑いを速やかに警察に報告することを一層容易にする。さらに、これらの改正が行われれば、報告から聴聞までの期間に、特に脆弱な成人がさらなる虐待や脅威にさらされるリスクが軽減される。このようにして、知的障害のある人や同様の障害のある人の虐待を検出し、防止することによって、社会の状況は改善されることになるであろう。

**第17条：個人をそのままの状態で保護すること**

147. 憲法第102条第2段落の下で、国の当局は、個人がそのままであることを保護しなければならない。憲法第104条の第3段落第1文には、子供たちにも自分がそのままであることを保護される権利があると記載されている。

148. 障害のある人は、他の人と平等に身体的および精神的にそのままであることを尊重される権利を有する。医療・ケアサービス法と患者権利法はどちらも、誰もが市町村の医療・ケアサービスから価値のあるサービスを受ける権利があると述べている。これは、個人が身体的および精神的にそのままであることを保護できるように、サービス全体を組織化する必要があることを意味する。

149. 同意する能力がなく、重度の精神障害があるか、あると見なされている、あるいは医療を拒否している人の精神疾患の検査と治療は、精神医療法の法的根拠に基づいてのみ行うことができる。この法律は、精神医療の実施が法の支配と人間の尊厳の尊重の基本原則に確実に準拠することを求めている。

**医療と同意**

150. 患者権利法には、医療は患者の同意がある場合にのみ提供されるという基本的な規則がある。一般規則のいかなる例外も、法律または「別の有効な法的根拠」に基づくものでなければならない。同意が有効であると見なされるためには、患者は自分の健康状態および医療の内容に関して必要な情報を受け取っていなければならない。同法は、特別規定が別の定めをしない限り、18歳以上の人が同意を与える権利を有する（同意する資格がある）と述べている。特別な規定があるか治療方法の性格によって別の指示がなされない限り、同じことが16〜18歳の人に適用される。親やその他保護者としての責任のある人は、16歳未満の患者の医療に同意する権利を有する。ただし、同法は、子供が年をとって成熟するにつれて、子供の意見を重視する必要度が増すと定めている。子供が12歳に達したとき、その子供は自身の健康に関するすべての問題について意見を述べることを許されなければならない。患者が「身体的または精神的な障害のために」同意が何を意味するかを理解することが明らかに不可能である場合、同意する能力（権利）は完全または部分的に適用されないことがある。その場合には、患者の年齢、精神状態、成熟度および経験を考慮して、医療従事者は患者が医療に同意することができるように最善を尽くす必要がある。

151. 医療を拒否する患者への医療を管理する患者権利法の規定は、2009年に施行された。この規定の目的は、重大な健康への悪影響を防止し、強制の使用を予防し制限する形での必要な医療を提供することである。同法の準備作業の中で同省は、法案の規定を徹底的に審査すると述べていた。

**不妊措置**

152. 原則として、不妊措置の請求文書は、不妊措置を希望する人が提出しなければならない。それを提出するに当たって、本人が18歳未満で、重度の精神疾患、重度の学習障害、または重度の精神障害のある場合は、その人と後見人の両方が同意しなければならない。不妊措置法（Sterilization Act）の下では、後見人は精神病、学習障害、精神障害（それが非常に重度で、不妊措置についての自分の意見を述べることができず、治癒や大きな改善が見込めない程度のもの）のある人に代わって不妊措置を申請することができる。不妊措置の申請は、県知事を座長とし、他に政府任命の2人の委員からなる不妊措置委員会によって検討される。

**中絶**

153. 一般的な規則は、女性自身が、妊娠中絶を行うべきかを決めること（12週間以内の場合）、そして妊娠中絶を申請するかどうかを決めること（12〜22週の場合）である。重度の精神疾患または重度の知的障害がある女性の場合、彼女の後見人は彼女に代わって中絶の請求文書を提出することができる。その措置の重要性を理解する能力を持っていると見なすことができれば、その女性の同意を得なければならない。女性の同意が得られないのであれば、中絶は県知事の同意がある場合にのみ可能とされる。

154. 県知事は、明らかに女性の最善の利益であると判断される場合にのみ、中絶に同意することができる（詳しくは第22条を参照）。

**第18条：移動と国籍の自由**

155. 憲法第106条の下で、ノルウェー王国に居住する人は誰でも王国の領土を自由に移動し、そこで居住地を選ぶことができる。有効な法的手続きまたは軍務の遂行のために必要とされない限り、だれも王国を離れる権利を否定されることはない。ノルウェー国民は、王国への入国を拒否されることはない。

156. ノルウェーは、移動の自由、居住地の選択の自由、または市民権に関して、障害のある人に特別な規則を設けていない。ノルウェーの市民権を取得するには、申請者はノルウェー語学研修に参加するための要件を満たす必要があり、永住許可をもっているかその要件を満たしている必要があり、処罰を受けていない必要があり、（合理的で可能な場合には）他の国の国籍を離脱している必要がある。刑事犯罪に関する処罰を受けた申請者は、市民権が付与されるまでに待機期間を経なければならない。当局は、ノルウェーの市民権が認められる前に、ノルウェー社会に関するテストに合格し、ノルウェー語の会話の習熟度の最低限の要件を満たすということを条件として提示する参考文書を配布した。現在の制度では、ノルウェー語研修の修了要件の免除は、健康上の問題やその他の説得力のある理由により研修の修了を求めることが合理的でない場合には、認められることがある。

157. 入国管理規則の下では、家族の入国の基準とされる条件は、居住を申請している家族がその家族の保証人としての本人の雇用収入を通じて確実に生計が成り立つことである。ただし、本人が国民保険法に基づく障害年金を受給している場合、確実な生計の要件は満たされたと見なされることがある。それにもかかわらず規則は、労働能力が恒久的に減少している人であっても、家族をノルウェーに入国させることができる場合があることを示唆している。

**第19条：自立生活と地域社会へのインクルージョン**

158. 障害のある人は、他の市民と平等に、自己の発達、インクルージョンおよび日常生活の機会を与えられなければならない。すべての市民は、社会のさまざまな分野に含まれ参加するための同じ機会を持たなければならない。

住むのに適した場所を持つことは、必要なサービスへのアクセスとともに、教育、労働、そして地域などの分野への参加のための、基本的なニーズであり前提条件である。

**住宅**

159. 障害者は住宅市場で不利な立場に置かれている人々の中でも高い割合を占めているグループである。統合はノルウェーの福祉政策の目標であり、誰もが自立した活動的な生活を送る真の可能性を有することを示唆している。住宅政策の目的は、可能な限り多くの人が通常の住宅環境で自立して生活し、選択に応じて必要なサービスを受けられるようにすることである。不利な立場にある人々に家を提供する市町村の義務は、医療・ケアサービス法と労働福祉行政法（Labour and Welfare Administration Act）に概説されている。後者の法律は、自分たちの住居に関する利益を住宅市場で守れない人に対して、特別に改造した住宅などの住居を提供する支援を市町村に求めている。市町村が障害のある人のための住居を調達するために、市町村と個人の両方を対象とする助成金および貸付制度が用意されている。ノルウェー国営住宅銀行は、住宅政策において中心的な役割を果たしている。

160. 賃貸住宅への助成金は、不利な立場にある人々向けの住居の数を増やすことを目的としており、住宅の購入、改修および建造に用いられている。共同設置の住居や支援付き住宅事業、そして特別な多様な種類の障害者向けの住居に助成金を割り当てるときには、ノルウェー国営住宅銀行はノーマライゼイションとインテグレーションを重視している。住居には施設的な性格があってはならず、また共同設置の住居の数が多すぎてはいけない。住宅ユニットは、ノーマライゼイションとインテグレーションの原則を考慮して、通常の環境に配置されるべきである。

161. 研究によると、障害のある人が住居と生活様式を選択するときの自己決定が限定的であることが示されている。しかし、このグループには多様な人々が存在しており、望まれる生活様式にはさまざまに違いがある。知的障害のある人の中には、安全を提供できる職員と密接に接触している集団での生活を好む人もいる。他の人にとっては、このような生活様式が生活の質にとって障害となるかもしれない。個々の好みやニーズに合わせた解決策を模索する必要がある。知的障害者に関する白書（Meld. St. 45（2012-2013））は、このグループが生活様式に関して真の選択を持てるようにするためには対話と努力が必要なことを強調している。

162. 2014年に、政府は将来の住居と支援活動に関して「福祉のための住居：住居と支援サービスのための国家戦略（2014-2020）」を提案した。これは、住居と支援サービスのガイドラインを含む、調整された、分野横断的で拘束力のある戦略である。そして、その中に責任、義務および期待を明示して、将来の住居と支援サービスの明確な目的を設定した。ノルウェー国営住宅銀行は、この戦略をフォローするための調整役として機能する。

**看護・ケアサービス**

163.　医療・ケアサービス法に従い、市町村は、年齢や診断名に関係なく、ケアサービスを必要とするすべての人へのサービスの責任を負う。市町村の医療・ケアサービスは、実践的支援としての在宅看護やパーソナル・アシスタンスを含め、さまざまな種類の在宅サービスからなる。ケアサービスは、老人ホームを含む施設でも提供され、レスパイトケア(介護者の休息のためのケア)、サポート窓口および介護者手当が含まれる。法律にはさまざまなサービスが記載されている。それぞれの市町村はさらに、配食サービスや緊急警報などのサービスも提供している。

164. IPLOS登録簿の数字（第31条を参照）は、20歳から66歳までの障害者のほぼ5人のうち1人が市の看護または介護サービスを受けていることを示している。それは一般人口の約2パーセントに相当する。近年、このようなサービスを受ける障害者の割合は着実に増加している。

165.　 パーソナル・アシスタンスには、日常生活の実際的な課題を遂行するための援助が含まれる。援助は家の中と外の両方で提供される。パーソナル・アシスタンスには、身辺処理、整容、および日常生活活動の訓練の支援も含まれる。その訓練の目的は、個人を日常生活でできるだけ自立させることである。パーソナル・アシスタンスはまた、レクリエーション活動への参加を含んでいる。市町村は、個別の必要に応じてパーソナル・アシスタンスを提供する義務がある。個々の患者または利用者と協力して市町村は、支援の必要性を評価し、パーソナル・アシスタンスの形でサービスを提供すべきかどうかを決定する。

166.　医療・ケアサービス法に従い、市町村は、利用者管理のパーソナルアシスタンス（UPA）として構成される実践的な支援と訓練という形でのパーソナルアシスタンスの選択肢を提供しなければならない。UPAは、障害のある人のための実践的な支援と訓練を構成する選択肢である。このサービスは、障害があっても活動的な生活を送り、可能な限り自立する大きな機会を提供する。UPAでは、必要に応じた支援を受けながら、アシスタントの作業を計画して指示するのは利用者である。監督者は、アシスタントに対して日々の責任を負っている。監督者の役割が適切に行われていることも求められる。2014年、国会は患者権利法の改正を採択した。この改正は、実質的で長期にわたる援助を必要とする67歳未満の人に、UPAの権利を与えた。この中には、18歳未満の重度の障害を持ち、在宅で生活している子供を持つ親のためのレスパイト（休息）ケアに対する権利も含まれる。この権利の設定は、援助を必要としている人々とその家族にとって、日常生活の改善ための道を開くことを目的としている。この権利は診断名とは無関係であるため、さまざまな障害のある利用者に適用される。この修正は2015年1月1日に発効した。

167. UPAは、特別な通知の中により詳細に説明されている。保健局はUPA事業の概要を示す新しい通知を作成しつつあり、その中で当然次の点について議論する。「アシスタントの労働法上の位置づけ」、「必要かつ許容できるサービスを保証する義務を負う当事者としての市町村」、「医療・ケアサービス法に定められた継続の原則との比較で見たUPA（市町村および国の境界を越えてアシスタントを帯同する権利）」、「共同設置の住宅におけるUPA」、「守秘義務の問題」、「利用者コントロールと市町村のサービス運営裁量権の関係」。

**市町村の医療・ケアサービスの能力と採用**

168. 能力・採用計画としての「能力改革2015」の主な目的は、市町村の医療・ケアサービスのための適切で有能な人材を安定して確保することを助け、そしてケア部門の人材の能力レベルを引き上げることである。介護サービスの利用者の大部分は、障害を理由としてこれらのサービスを受けている。市町村のケアサービス職員のための基本的な訓練と継続的な専門教育のための補助金は、この計画を通じて提供される。保健局はプログラムを開発し、専門性の向上と能力開発のための資金を提供する責任がある。

**福祉技術**

169. 2013年に、福祉技術（welfare technology）を開発し導入するための全国的なプログラムが確立された。福祉技術は、その利用者が自分の生活と健康をより自由にできる機会を提供し、より多くの人々が長く自宅で暮らせるようにすることを目的として設計されている。このプログラムの主な目的は、2020年までに福祉技術をサービスの不可欠な部分とすることである。保健局は、この技術プログラムを実施する主な責任を負っている。このプログラムには、市町村が介護サービスの利用者のために安全パッケージ（転倒検知器、煙探知器など）の助成を申請できる補助金制度が含まれている。官民の保健医療部門にまたがる、統合された、提供事業者に依存しないICTシステムの導入を促進するための標準化作業も開始されている。これは国会報告Meld. St. 9（2012-2013）「一市民一医療記録」に応えるものである。さらに、職員の福祉技術スキルを向上させるための訓練パッケージが開発される。このプログラムは、「能力改革2015」の一部である。

**支援補助**

170. 支援補助（assistive aids）は、障害のある人が社会で遭遇する実際的な問題への対応を補うことを目的としている。支援補助の例としては、支援技術（assistive technologies）、サービス、および対策があり、それぞれか全体計画の一部を形成することが求められる。重度で長期的（2年以上）な障害のある人は、自立を可能にし、日常生活の実際的な問題を解決し、自宅での生活を継続し、自宅でケアを受けるために、必要かつ適切な支援補助を利用する権利を持っている。支援補助には、比較的単純な製品から高度な技術製品まで多種多様なものが含まれる。さらに通訳、手話通訳、付き添い支援などのサービスもある。

171. 支援補助センターによって提供されるサービスの一つは通訳である。このサービスは、約3,500人の利用者に通訳を提供し、そのうち約85％がろう者、15％が盲ろう者または後天的聴覚障害者である。ろう者と聴覚障害者のための手話通訳、および盲ろう者のための通訳に加えて、通訳サービスはビデオおよび音声からテキストへの通訳を提供する。近年、音声からテキストへの通訳のニーズが高まっている。

**支援補助政策の見直し**

172. 支援補助政策の全体的な見直しを行う委員会が設立される予定である。委員会は、将来の課題に対応できるさまざまな生活分野での包括的な解決策をどのように考案するか、およびどのような支援補助政策が他の政策分野との協力によって確実に費用効果の高い解決策を生み出すかを検討する。また、この研究では、支援補助の補助金に関して、中央政府と地方自治体の間で最も適切な責任分担を徹底的に検討する。利用者の関心とニーズは、行われる見直しの重要部分とされる。

**知的障害者の基本的権利に関する公的委員会**

173. 国会は、2014年に白書「自由と人間の尊厳」について議論した。国会は政府に、幅広い委員構成による委員会を設置し、自律、個人生活、家族との生活および社会参加についての知的障害のある人の基本的権利を強化する方策を提案することを依頼した。委員会は2014年に設置され、過去20年間に何が知的障害者の生活環境の改善に貢献したかを特定する。そのためには、白書で言及されている分野での対策を評価することが特に重要になる。それは、すなわち自己決定、適正な手続きの保護、訓練の質、労働生活への参加、健康とケアなどの分野である。委員会はまた、知的障害者の個人生活および家族生活の権利が満たされているかどうかを判断する。委員会は、この分野の課題を解決し、政治的目標を確実に達成するために必要な措置を提案する。

174. 委員長と委員はこの分野に関する幅広い専門知識を持っている。委員会のメンバーの一人は移民の経歴を持ち、移民問題に関する専門知識を持っている。2015年春、委員会にノルウェー発達障害者協会の会員が加わった。委員会は2016年6月に報告書を提出する予定である。

**第20条：個人の移動**

175. 国家の目標は、あらゆる年齢や状況の人々が、可能な限り公共交通機関を利用できるようにすべきであり、それによって特別な解決策と特別な交通機関の必要性を最小限に抑えることである。国家輸送計画（National Transport Plan） 2014-2023の目標の1つは、輸送システムのユニバーサルデザインに向けて取り組むことである。

**公共交通機関**

176.　個人の機能的能力に関係なく、公的交通機関をできるだけ多くの旅行者が利用できるようにするために、政府予算で資金を助成する法的措置および物理的措置が採用されている。輸送機器とインフラのユニバーサルデザインを確保するための規則は、ほとんどの分野で導入されている。新しいインフラ、ターミナル、および輸送手段が、計画・建築法の技術基準および各部門固有の規制に従って、ユニバーサルデザイン標準で作られている。ユニバーサルデザインは、ノルウェー公共道路管理局、ノルウエー国営航空（Avinor AS）およびノルウェー国立鉄道管理局の下でのインフラの改善および構築のためのすべての計画に不可欠な要素である。そこでは1つの分野を一度に改善することが重視される。なぜなら、全体の旅行のつながりが改善され、対策から最大の効果が得られるからである。対策では、交通機関のハブと主要な公共交通ルートが優先される。

177. 最善の解決策を選択し、資源を最適に使用するため、しっかりとした利用者参加を確保することが重視される。障害者団体は、一般の人々に影響を与える開発プロジェクトでの協議団体である。

178. EUバス指令にはユニバーサルデザインに関する要件が含まれており、ノルウェーにも適用されている。ユニバーサルデザイン要件は、路線免許に基づいて乗客を運ぶバスに適用される。それらはまた、障害のある人を輸送するための特別な免許を得て輸送を提供する車、およびそのような輸送に対応するための改造が必要なタクシーにも適用される。

179. 地方公共交通機関のサービスの一部として、県当局は、通常の公共交通機関を利用できない障害のある人に特別に配慮した交通機関を提供している。県当局は、一般の地方公共交通機関と同様に、そのサービスの標準を設定している。

**鉄道**

180.　2011年に、鉄道インフラと車両のユニバーサルデザインに関する欧州共同要件がノルウェーの法律にも盛り込まれた。2012年から使用される新しい列車は、これらの要件を満たしている。旧式の列車は、乗車および降車システム、車椅子用の場所および車内情報システムが改善され、アクセス可能にされつつある。2015年7月1日から、路面電車、地下鉄、市内電車などの車両のユニバーサルデザインに関する規制が施行された。

181. 新しい駅が建設されるとき、または既存のプラットフォームに大きな変更が加えられるとき、駅はユニバーサルデザインを満たすように設計される。低費用の改善でアクセスを確保できるはずの障壁を特定するために、2012年以降すべての駅が見直された。対策には、階段のマーキング、ガラス表面と柱のコントラストマーキング、およびドア開閉装置の設置が含まれる。計画によると、これらの障壁はすべて2017年までに改善される予定である。2012年1月から、インフラ・マネージャーは、特定の駅で障害のある人々に支援を提供する責任がある。 2014年の時点で、その支援は5駅で提供された。

**道路**

182. 2009-2013年のユニバーサルデザイン行動計画の下で、そして国家交通計画の一部として、国の高速道路に沿った交通ハブとバス停の改良に焦点が合わされた。 2010年から2013年末までの間に、473のバス停と26のハブがユニバーサルデザインの原則に準拠して改善された。

**航空**

183.　空港のユニバーサルデザインおよび航空輸送に関する障害者の権利の特別規則が2013年に制定された。これらの規則は、個々の空港で要求される搭乗手続きを規定し、出発および到着の援助に関する要件を定めている。

**船**

184.　船舶のユニバーサルデザインに関する要件は、法令に組み込まれている。それらの規則の適用範囲は、船舶の年齢、長さ、貨物領域の有無、そして高速船かどうかによって異なる。 2004年には、船舶における障害者のためのアクセシビリティへの配慮に関して、さらなる要件が導入された。ノルウェー海事局は、2009年1月1日から、沿岸交通における旅客船のユニバーサルデザインの要件に関する規制を追加的に改正した。これらの修正には、船舶へのアクセス、標識、通信およびアナウンス、警報システムおよび船上の移動しやすさを確保するための補足的要件が含まれる。

**交通の統計と指標**

185. 国営航空は、空港がユニバーサルデザインかどうかを確認するため、見直しを始めた。 2014年から2016年の間に合計46の空港が見直される予定である。目標は2025年までに国営航空が運営するすべての空港がユニバーサルデザインとなることである。第9条の項で述べたように、ノルウエー公共建設及び財務局（Statsbygg：Norwegian Directorate of Public Construction and Property）の包括的な目標は、すべての建築プロジェクトがユニバーサルデザインの原則に準拠し、同局が管理するすべての建物が2025年までにユニバーサルデザインとなることである。国の高速道路沿いに約6,500のバス停がある。ノルウェーの公道管理局は、バス停や公共交通機関のハブへのアクセスを容易にすることに取り組んでいる。国家交通計画2014-2023では、10年の間に全国高速道路に沿って約900のバス停と100のハブをユニバーサルデザインに改善することを計画している。さらに、都市環境協定における措置もある。2010年から2013年の間に、国の高速道路に沿って473のバス停と26のハブが改善された。国家交通計画2014-2023には、アクセシビリティを高め、ユニバーサルデザインをさらに40〜80駅に適用するという目標が含まれている。2013年末現在、101の鉄道駅（30％）がアクセシビリティ要件を満たし、3つの鉄道駅（1％）がユニバーサルデザイン要件を満たしていた。国の高速道路沿いの36のフェリーのうち33はユニバーサルデザインとなっている。

**交通のための個別補助金制度**

186. 公共交通機関の利用を妨げる永続的な障害のある人、またはその人の利用によって公共交通機関が過重な負担を負うこととなる人は、国民保険法から、自動車の補助金、または追加の交通費（例えばタクシー代）の一部を賄うための基本給付を受ける権利がある。通勤や通学に車が必要な人には、国民保険法によって補助金が付与されることがある。車の補助金を受ける人には、通常、その運用費用を賄う基本給付も支給される。盲人と弱視者は、国民保険法を通じて盲導犬を購入するための補助金を受け取ることができる。

187. 障害や一時的な怪我や病気のために、家庭と学校の間の送迎の必要がある生徒は、距離に関係なくこれを受ける権利がある。これは、放課後ケアを受ける場所がある生徒にも当てはまる。

**第21条：表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス**

188. ノルウェーの表現の自由は、憲法第100条によって保護されている。ノルウェーはまた、市民的および政治的権利に関する国際規約および人権と基本的自由の保護に関する条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms。EUの条約で、現在の名称は欧州人権条約、The European Convention on Human Rights：訳注）を含む、表現の自由をーに関するいくつかの条約を批准している。障害のある人は、他のすべての人と同じく、表現と意見の自由を行使する権利を持っている。当局は、新しい技術の使用など、必要なさまざまな措置によって、すべての人がこの権利を行使できるようにしている。

**選挙**

189. 選挙に関する公式情報は、ウェブサイト[www.valg](file:///C%3A%5CUsers%5CAraki%5CAppData%5CLocal%5CMicrosoft%5CWindows%5CTemporary%20Internet%20Files%5CContent.Outlook%5CPFZFZ7IY%5Cwww.valg)で入手可能である。このWebサイトは、HTMLコーディング、画像/イラストの代替テキスト、およびテキストの拡大や読み上げ機能を備えている。パンフレットは拡大文字とつや消し紙で作成されている。広報映画には音声解説と字幕が付いている。詳しくは第29条を参照。

**「わかりやすい」情報**

190. 社会の主要な11分野に区分された約1,000の、簡単に定義された単語を含む電子単語リスト、Ordbankenが開発された。Ordbankenは、障害のある人々や彼ら向けの情報の作成や公開に携わる他の人々を支援する。子ども、青少年および家族問題局は知的障害者のために国連障害者権利条約のわかりやすい版（easy-to-read version）を発表した。この小冊子の目的は、知的障害のある人が自分の権利について学ぶのを容易にすることである。 Klar Taleは、言語と読むことに問題を抱えている人のためのわかりやすい版の週刊新聞である。拡大文字と簡単な言葉の使用は、新聞を読みやすくする。Klar Taleは、印刷版と点字版、CDやポッドキャスト形式の話す新聞として出版されている。Klar Tale 財団は新聞を運営するための資金を受けている。

**第22条：プライバシーの尊重**

191. 憲法第102条に従い、すべての人は自分のプライバシーと家庭生活、家庭とコミュニケーションを尊重する権利を有する。そのような権利は、市民的および政治的権利に関する国連国際規約および欧州人権条約にも規定されている。これらの条約は、ノルウェー人権法の形でのノルウェーの法律として適用されている。この権利は機能的能力に関係なくすべての自然人に適用される。ノルウェーの個人情報法は、個人情報の処理を通じてのプライバシーの侵害から個人を保護することを目的としている。この法律は機能的能力に関係なくすべての自然人に適用される。個人情報法に従い、健康データは機密性の高い個人データとされ、この種の情報の取り扱いは特に厳格な規則の対象となる。健康やリハビリに関する情報は、他の人と同じように、障害のある人に関しても保護されている。

**医療部門における個人データ保護**

192. 障害のある人の個人データの保護は、医療部門にとって特に重要である。これは、個々の利用者向けの医療サービスが購入の対象となり、市場で調達される場合に適用される。購入案内書に記載されている仕様は、時には非常に詳細でなければならないため、サービスの潜在的な利用者が特定される危険性がある。同意が得られない場合、これは障害のある人のプライバシーの侵害を伴う可能性がある。プライバシーの保護とできるだけよいサービスの調達の両方を目的として、調達法の改正がなされている。

**矯正サービス**

193. 囚人、その部屋および所有物を捜索し、その通信、訪問および電話での会話を監視する矯正サービスの権利は、判決執行法および附属の規則および指針で厳しく規制されている。障害を理由とする差別は禁止されている（差別禁止およびアクセシビリティ法を参照）。警察による捜査に関連する厳格な規制は、他のすべての者と同様に、障害のある人の捜査にも適用される。

**第23条：家庭と家族の尊重**

194. 憲法第102条には、すべての人が自分の家庭生活と家庭を尊重する権利を有すると規定されている。憲法第103条第3段落、第2文に従って、国の当局は、子に必要な経済的、社会的および健康上の保障を、できる限りその子の家庭で提供することを保証することを含め、子の発達を促進する条件を生み出さなければならない。

**家族、親の役割、そして子どもの成長のための条件を強化する措置**

195. 家族、親の役割および子供の成長する条件を強化するノルウェーの措置は、普遍的な事業であるが、特定の種類の障害には特に関連がある。ここでは、家族相談室が中心的な役割を果たしている。家族相談室は誰でも利用できるので、障害のある親や障害のある子供を持つ親にとっても役立つ。家族相談室は、障害のある子供を持つ親を対象とする共に暮らすことに関するコースを提供している。コースは「私たちのこととは？」と名付けられている。調査によると、障害のある子どもの親はその子との関係に特別の困難を抱えている。若者の暴力を防止するための政府の対策には、障害のある子どもを持つ家族にも役立つ対策が含まれている。

**認知困難のある親**

196. 年間約600人の子供が、少なくとも片方に認知障害のある親から生まれていると推定されている。さらに、児童福祉サービスによって行われたすべての措置の約25パーセントは、両親に認知障害があることの結果と推定されている。これらの事例の多くは、薬物乱用や精神科的問題などの追加の問題を含んでいる。これらの子どもたちの多くは里親家庭に置かれている。調査報告書はまた、これらの家族に実施されている対策は一般に、このグループが直面している特別な課題に適合していないと結論づけている。子ども、若者および家族問題局は、認知障害のある親に関する児童福祉サービスの専門知識の確立と、これらの家族の中の子供たちが適切に世話をされるのを確実にする支援によって、子供たちをフォローアップしている。

**養子**

197. 養子縁組法検討委員会は最近、養子縁組制度の原則の全面的な評価と、新しい養子縁組法の草案を作成することを含め、同法に含まれるべきものの一般的な評価を実施した。委員会は、特別支援を要する子どもの養子縁組の課題を選び出し、別個に扱うことを約束した。その背景には、この分野における国内外の動向、そしてハーグ条約の要求事項と前提事項がある。養子縁組法検討委員会は、すべての子どもの養子になる可能性が同等でなければならないという見解を持っており、無差別原則の結果として、特別なニーズを持つ子どもも他の子どもと同等に養子になる可能性を持たねばならないと強調している。重度の障害、病気、HIVなどのある子どもの養子縁組を禁止する国際的な規制はない。これを一般的に禁止することは、差別禁止の原則と矛盾するであろう。子ども、若者および家族問題局は養子縁組に関する専用ウェブサイトを持っている。

**望まない妊娠や中絶を防ぐための行動計画 - 性的健康の改善に向けた戦略**

198. 保健局は、望まない妊娠や中絶を防ぐための行動計画戦略「性的健康を改善するための戦略」のフォローアップの責任を負っている。アマシア財団（Amathea Foundation）は、意図せずに妊娠した女性やカップルへの情報、指導、対話サービスを提供している。このサービスを通して、財団は中絶か出産かの選択をするための、そして特に不利益を被っている女性とカップルのニーズを満たすための極めて広範囲にわたる基盤を女性に提供したいと考えている。

**第24条：教育**

199. 憲法第109条の下では、誰もが教育を受ける権利を有する。子どもは初等および前期中等教育を受ける権利がある。教育は個人の能力とニーズを守り、民主主義、法の支配、人権の尊重を促進するものでなければならない。国はまた、後期中等教育へのアクセスとその修了者による高等教育への平等なアクセスを保証しなければならない。

200. 教育研究省は、教育分野の3つの包括的な目標を掲げている。

・自己の発達と積極的な市民性を可能にする教育と訓練。

・今日そして将来必要とされる技術。

・科学の進歩、社会の発展、そして競争力を高めるための研究。

201. 政府は、幼稚園、初等中等教育の質を高めることを目的とした様々な能力開発措置を用意している。インクルーシブな知識社会を作り出すための努力は早期に始められなければならず、それゆえ幼稚園部門の質の向上は政府の優先事項である。すべての幼稚園の子どもたちは、適切な資格をもつ職員が十分に配置された幼稚園で、発達し学ぶことができる安全な環境を与えられなければならない。

202.　基本的なスキルを習得し、満足のいく学習成果を達成するために、早期介入は極めて重要である。すべての生徒は自分のニーズに合った教育を受けなければならない。さらに、特別な言語の訓練や特別ニーズ教育を必要とするすべての人がそれを受けられるようにすることが不可欠である。生徒の知識レベルを向上させる鍵は、教師の能力を重視することである。それゆえ、政府は、一連の継続的で追加的な教師教育プログラムに率先して取り組んできている。ノルウェーでの教育はインクルージョンの原則に基づいている。民主的社会では、すべての人が自分たちの可能性を伸ばす機会を与えられることが必要である。これは、政府に対して、誰もがその学習の可能性を実現できるようにすることを求めている。これが「適応教育」（adapted education）の基本原則である。インクルーシブな幼稚園と学校は、人権と人間の尊厳を根本的に尊重する人間性の価値観と視点に基づいている。これらの価値は、学校と幼稚園に関する法律の目的条項に記載されている。個々の幼稚園や学校の中では、インクルージョンとは、組織と教育の両方に関して、子供や若者の個々の状況や能力を積極的に考慮に入れることを意味する。その結果、教育法は、教育制度が、それぞれの子どもにとって同じ意味を持ち、それぞれ子どもの能力や状況に寄り添わなければならないと規定している。前期中等学校の生徒、または後期中等学校の生徒が主流（メインストリーム）の教育から少なくとも満足のいく恩恵を受けることができない場合、彼らは特別支援教育を受けることができる。これには、代替的および補足的なコミュニケーションが教育に必要な場合が含まれる。

**幼稚園と初等および前期中等教育**

203. 幼稚園法は、障害のある子どもは幼稚園への優先入園権を有すると定めている。障害のある子どもは、公平な発達と活動の機会を確保するために、市町村立幼稚園で適切な個別的配慮を受けることができる。2013年には、3,046人の障害のある子どもが幼稚園に入り、そのうち2,006人に追加の便宜が提供された。障害のある4,860人の子どもが優先入園権なしに幼稚園に通った。そのうち3,126人には追加の便宜が提供された。 2013 - 2014年度の幼稚園では、6,959人の子どもたち（幼稚園に通う子どもたちの2.4％）が幼稚園で特別な教育支援を受けた。

204. 子どもと若者は初等教育と前期中等教育を受ける義務と、公的な初等教育と前期中等教育を受ける権利を持っている。初等教育は通常、子どもが6歳になる暦年に始まる。専門家の評価により、子どもが就学するのに十分に成長・発達しているかどうかについて疑念が生じ、親からの求めがあった場合には、子どもは1年間就学を延期する権利がある。生徒が10年目の学校教育を修了するまで、学校に通う権利と義務が続く。専門家による評価と両親の書面による同意に基づいて、生徒の利益にかなうことが判明した場合、市町村は、生徒の教育を受ける義務を完全にまたは部分的に免除することを決定できる。

205. 2011年に、初等学校および前期中等学校における特別ニーズ教育に関する監査役室の調査結果が国会に提出された。その調査結果には、特別ニーズ教育の必要性を評価するとき、および特別ニーズ教育の権利の付与、計画およびフォローアップのときの、市町村のケース処理に問題点があることが示された。同年に教育研究省が発行した白書、「国会（2010-2011）への報告第18号、共に学ぶ」で、これらの課題の多くが議論され、対策と改善が提案された。これらの対策の多くは現在までに開始または実行された。

206. 教育法のもとでは、幼稚園や初等学校および前期中等学校の子どもたちは、手話言語による教育と手話言語を手段として用いる教育の、両方の教育を受ける権利がある。

**教育規定**

207. 初等教育または中等教育の生徒が主流（メインストリーム）の教育から恩恵を受けない、または満足のいく恩恵を受けることができない場合、その生徒は特別ニーズ教育を受けることができる。特別ニーズ教育の割合は2000年から2010年の間に著しく増加したが、その後は減少に転じた。県知事からの年次報告によると、過去2年間の全学年の個別決定数のわずかな減少と軌を同じくして、特別支援教育に関する不服申し立ての総数は、2010年の329から2013年には210に減少した。県知事報告には、適応教育、特別教育支援、特別ニーズ教育のための様々な活動や方策が学校の設置者の意識を高めてきたが、それでもかなりのフォローアップが必要なことが示されている。

208. ノルウェー手話を第一言語とする生徒、あるいは専門家の評価によると、そのような指導を必要とする生徒は、手話言語による教育と手話言語を手段として用いる教育によって、初等及び前期中等教育を受ける資格がある。視覚障害または盲の生徒は、点字と必要な補助器具の使用に必要な指導を受ける権利がある。生徒はまた、学校内、通学での移動、および自宅での移動に関して、必要なオリエンテーションおよび移動指導を受ける権利を有する。他の人とコミュニケーションをとるとき、聴覚障害者は手話と組み合わせてデジタルツールを広く使用する。したがってデジタルスキルは、手話言語の3つの基本スキルに統合されている。

209. 2014-2015学年度の間に、特別ニーズ教育のための個別の決定は、初等及び前期中等学校の約8％の生徒に対して行われた。男子がこの数字の約70パーセントを占めている。特別ニーズ教育の範囲と構成はさまざまである。

210. 2014-2015学年度に、初等及び前期中等学校の4,000人弱の生徒が専用の特別ニーズ教室または独立した特別ニーズ学校に所属していた。これは初等及び前期中等学校の全生徒の約0.6％、特別ニーズ教育を受けている生徒の約8％を占めている。さらに、週に1日以上、1,300人を超える生徒が主流（メインストリーム）の教育機関以外の代替学習環境に配置された。男子がこの数字の約80パーセントを占めている。特別ニーズ教育を受ける生徒のために代替学校を利用する余地は学校には限られている。そのような措置の要請は、生徒の教育的ニーズに関する個別の決定に記載されなければならない。

211. これまで、後期中等学校で特別ニーズ教育を受けている生徒に関する統計は収集されておらず、事前に基本的な資格を取得していると登録されている生徒についての数字のみである。2013-2014学年度から、学校は特別ニーズ教育に関する個別の決定を受けた全ての生徒を登録しなければならない。登録手続きの実施と改善の作業は現在進行中である。

212. 市町村には、初等学校および前期中等学校における特別ニーズ教育に関する生徒の権利を確実に尊重する責任がある。同様に、後期中等学校における責任は県当局にある。特別ニーズ教育は、経済的配慮よりも優先される個人の権利である。財源が不足している場合には、学校はそのことを学校の所有者に通知する義務がある。学校の所有者は、特別ニーズ教育に対する生徒個人の権利が確実に満たされるようにする責任がある。

213. 学校は、特別ニーズ教育を開始する決定が下される前に、主流（メインストリーム）の教育の範囲内で対策を評価し、できる限りテストしておかなければならない。また、生徒または生徒の両親から同意を得なければならない。生徒には特別ニーズ教育を受ける義務はない。特別支援教育の提供は、可能な限り、生徒と生徒の両親と協力して設計されるべきであり、そして彼らの見解を重視する必要がある。特別ニーズ教育に適用される一つの重要な原則は、公平の原則である。この原則は、特別ニーズ教育の権利を持つ生徒に提供される教育には、他の生徒に提供される教育と同等の価値がなければならないことを意味している。

214. 教育法は、すべての市町村および県自治体に教育的および心理的カウンセリングサービスを提供することを求めている。このサービスは、生徒の特別なニーズにしっかりと対応するための学校の能力開発および組織開発の活動を支援しなければならない。法律で義務付けられている場合には、専門家による評価も確実に行わなければならない。このサービス出は、特別なニーズがあり支援を受けているすべての子供と若者が健全な発達と学習の過程に確実に参加できるようにするために、学校と幼稚園を体系的に支援する。特別ニーズ教育の権利を持つすべての生徒は、個々の科目に対する権利を持っている。この計画を設定するときには、特別ニーズ教育の内容、どの目標と内容が適用されるか、そして授業の実施方法を説明しなければならない。

215. Statpedは、市町村と県当局に特別なニーズの教育サービスを提供する国家機関である。Statpedは、特別な教育的ニーズを持つ子ども、若い人たち、そして成人のための、適応的でインクルーシブな教育の提供に貢献する。Statpedは、6つの専門分野に精通しており、学際的なアプローチを用いて個々の利用者および協力パートナーに支援を提供する。6つの専門分野は、盲ろう、後天的脳損傷、聴覚、複合的学習困難、言語と会話、そして視覚である。Statpedは、他の機関での出版や開発などによって提供されていない不可欠な学習資源を開発し、改善し、そして出版する。そして、その中で、子どもと生徒のための教材、点字、手話、そして代替的で補足的なコミュニケーションを開発する特別な責任がある。

**後期中等教育**

216. 初等と前期中等教育または同等の教育を修了した若者は、3年間のフルタイムの後期中等教育に応募する権利がある。特別ニーズ教育を受けている生徒は、教育目的を達成するために必要であれば、最長2年間追加のフルタイム教育を受ける法定の権利を有する。

217. 後期中等教育を受ける資格があり、手話を第一言語とする、または専門家の評価によると、そのような教育を必要とする若者は、手話環境の中での手話言語による教育と手話言語を手段として用いる教育で、あるいは、主流（メインストリーム）の後期中等学校での通訳によって、後期中等教育を受ける資格がある。手話環境とは、聴覚障害のある生徒のために手話言語による教育と手話言語を手段として用いる教育とによって、配慮された教育を提供する学校を意味する。

**代替および補足コミュニケーション**

218. 機能的な会話能力が部分的または全体的に損傷しており、代替および補足的なコミュニケーションを必要とする生徒は、彼ら自身のコミュニケーション形式および必要なコミュニケーション補助を教育で使用することを認められなければならない。これは教育法に規定されており、特別教育支援、適応教育、特別ニーズ教育についての指針でも議論されている。

**高等教育**

219. 法律の下では、すべての生徒は自分の個別教育計画に対する法定の権利を持っている。計画の目的は、機関と学生の間のより緊密なつながりのある関係を築くことである。それはまた、配慮のための様々なニーズを明らかにする手段としても役立つ。そのような配慮が何をすることができるか、またはしなければならないかに関して国内規則は設定されていない。個々の学生にどのタイプの配慮が最も適しているかを評価するのに最もふさわしいのは、教育機関である。教育機関と学生は満足のいく解決策を見つけるために協力しなければならない。

220. 省の部門として高等教育での配慮を担当する「ユニバーサル」は、学生が自分たちの学習および補助器具のニーズに関する専門家の評価をどのように活用しているかに関する報告書の作成を依頼された。この報告書には、関連資料の収集にかかる費用を誰が負担しているかについての調査も含まれる。報告書は2015年中に作成される予定である。

221. ノルウェーの話す本図書館および点字の議論については、第30条を参照。

**学習環境**

222. すべての生徒は十分かつインクルーシブな学習環境への権利を有する。授業を進める上での優れた学習環境と教師の能力は、生徒の成長にとって重要である。

223. 大学および大学カレッジ法（University and University Colleges Act）に基づき、教育機関は生徒の学習環境に対する責任を負っている。同法は、学習環境は「可能な限り、そして合理的に」ユニバーサルデザインの原則に基づいて設計されなければならないと述べている。さらに、同法は、施設、通路、衛生施設および技術的設備は、「可能な限り、そして合理的に」障害のある人がそれらの施設を利用しながら学習できるように設計されなければならないと述べている。同法の規定は、特別なニーズを持つ学生が、高等教育に設定された学問的要件を損なうことなく、学問的に十分かつ公正な方法で彼らの知識と技能をテストすることを確実にすることに役立つ。国は、一般的に妥当とされる予算の範囲内で、学生用設備を購入、設置、修理するための資金を割り当てる。

**学生補助金**

224. 国家教育ローン基金は、高等教育を受けている障害のある学生に追加の支援を提供している。これは月あたりの定額で、障害のある学生が配慮や交通機関に関連して発生する追加費用をカバーすることを目的としている。2012〜2013年度には合計327人の学生が追加の助成金を受けた。

**監督**

225. 監督を通じて、当局は個々の市町村、県および学校の活動を評価し、法律違反に関する具体的なフィードバックを与えることができる。2014-2017年の国家監査のテーマは、学校が生徒の学習成績にどう取り組むかである。これは、一般的な教育サービスと特別なニーズのある生徒への教育サービス、特に特別ニーズ教育、そして関連する事例処理の規則にかかわる。監督の前と後には、可能な限り法規制を遵守することを目的とする指導が行われる。

**障害のある26歳以上の人への教育提供**

226. 主流（メインストリーム）教育は、誰にでも開かれた公的または私立の教育であり、正式な資格、つまり学校や教育機関によって発行された学士またはその他の公式文書の形で資格を与える。ノルウェーの労働福祉局は、26歳以上の障害のある人の主流教育を支援することができる。この教育は最長3年間続けられる。

**第25条：健康**

227. 第4、14、17および19条も参照。

228.　条約の批准の時点で発表されたノルウェーの解釈宣言において、ノルウェーは、第14条を次のように理解すると宣言した。「条約は、状況の中で最後の手段として必要とされる場合、そしてその対応が適切な手続き的保護の対象とされる場合、精神病の治療を含め強制的な監督または治療を認めている」。政府はこの解釈宣言を維持し、それが締約国間の一般的な条約理解に沿ったものであると信じている。

229. 第14条の項で述べたように、国連・障害者権利委員会は、条約のいくつかの条項について一般的意見を示している。ノルウェーはこれらの意見に回答し、政府が第12条、第14条、第25条に関する解釈宣言を維持する理由を一層詳細に説明した。第25条に関して、ノルウェーは次のように述べた。

230. 「条約の第25条は、一般に医療サービスに対する障害者の権利を規定している。第25条（d）によれば、締約国は、医療専門家に対し、他の者と同じ質のケアを障害のある人に提供するよう要求すべきである。この条約の第5条には、平等および差別の禁止の原則も含まれている。平等および差別禁止の原則の自然な解釈は、同様なまたは類似のケースを同様に扱う義務を負うことである。必要とされる治療に関して、異なる病気や異常を異なるように考えることは平等の原則への違反ではない。これはまた、重度の精神障害の治療において、個々の状況が強制的措置を必要とする場合にも当てはまる。」

231.　「第25条（d）に基づいて締約国は、医療専門職に対して、「自由なインフォームド・コンセントに基づくことを含めて」、障害のある人に対しても他の人と同じ品質のケアを提供することを求める義務を負っているが、このことは上記の文脈に照らして理解されるべきである。同様にその位置と文脈を考慮に入れて、第25条（d）の規定を自然にかつ合理的に解釈すると、障害のある人は同様な状況の下で他の人と同じ質のケアを受けるべきであるということである。その人がインフォームド・コンセントを与えることができる場合、他の者と同じ程度に自由なインフォームド・コンセントに基づいてこのケアが提供される。したがって、精神障害のある患者は強制的な身体面の治療の対象とならない可能性がある。ただし、例外的な状況では、他の患者にもそのような治療が許容される場合がある。」

232. 障害者は、他の人口と同じ医療サービスに対する権利を持っている。市町村の医療サービスは、人口の健康状態の動向を把握し、すべての住民に必要な医療支援を提供するという法定の義務を負っている。プライマリー医療サービスでは提供できない専門的な医療援助が必要な場合、患者はさらなる評価とおそらく治療のために専門医療サービスに紹介されなければならない。市町村と専門医療サービスは、患者が包括的なサービスを受けられるようにするために協力協定を結ぶことが義務づけられている。

**コーピング**

233. 医療・ケアサービス法は、法の目的を、病気、けが、苦しみ、および障害を予防し、治療し、およびこれらへのコーピングを促進することとしている。同様に、専門医療サービス法（Specialist Health Service Act）の主な目的の1つは、病気、けが、苦しみ、および障害に対処することである。これらの規定は、本法の他の規定の内容を解釈し、特定の事例に適用するために重要である。患者の権利法には、患者および利用者の情報の権利に関する独自の規定がある。この法律は、提供されるサービスについて利用者に十分な所見を提供し、彼らが彼らの権利を保護するために必要な情報を持てるようにする。また、情報は、年齢、成熟度、経験、文化的および言語的背景など、利用者の個々の状況に合わせて調整する必要があることも強調されている。

**精神医療**

234. 政府は、精神障害のある人が利用可能な医療サービスを強化するという目標の優先順位を高くしてきている。この分野では、市町村の医療サービスと専門医療サービスの両方が強化されることになる。「精神保健のためのエスカレーション計画」（1999-2008）以降、精神医療サービスは大きな変化を遂げた。その計画期間の終わりには、1998年の2倍以上の人々が精神障害の治療を受けていた。この増加は、市町村と専門医療機関の両方で生じ、その後数年間続いている。ほとんどの人は現在、居住地の近くで援助を受けている。エスカレーション計画のガイドラインに沿って、閉鎖された大規模な施設は徐々に解体され、同時に75の地区精神科センターが設立された。これらのセンターは、専門医療サービスの精神科部分のサービスの大部分を提供している。ほとんどの患者は外来および通院サービスを通して、そして彼ら自身の希望に従って治療される。病院から地区の精神科センターへ、入院から通院サービス、外部サービスへの移行は、他の多くの国の動きと同様であり、世界保健機関（WHO）とEUの勧告に準拠している。居住地に関係なく、24時間利用体制を確保し、能力要件を満たし、可能な限りすべての人に平等なサービスを提供するために、地区の精神科センターをさらに強化する必要がある。

235. 市町村レベルでのサービス提供を強化するために、市町村の精神保健能力を高めるためのプログラムが開始された。対策には、市町村での心理職の採用を拡大し、市町村職員の継続的な専門能力開発のための助成金を提供することが含まれる。市町村で有能でアクセス可能なサービスを提供することによって、早期かつ一層良質の援助を提供する可能性が高まり、強制的拘禁の使用の必要性を含む、専門医療サービスへの入院の必要性が減少する。通常のサービスを利用することができない重度の精神疾患のある人々に提供されるサービスは、アウトリーチ治療チームなどの活動の拡大と、市町村と専門医療サービスの相互拘束力のある協力によって強化されている。

236. 市町村で提供されている精神保健サービスを強化するための施策に合わせて、精神科看護師および精神保健ケアの専門訓練を受けた人の一年間の仕事量（man-years）は着実に増加している。ノルウェー統計局（Statistics Norway）によって作成・管理されている「市町村-国報告」（KOSTRA、Municipality-State-Reporting）を参照。詳しくは第31条を参照。

**健康の自己評価**

237. 生活状況調査（第31条も参照）の数字によると、障害のある人の健康状態の自己評価は一般の人よりはるかに低くなっている。運動障害のある人の45％が自分の健康状態を良好ではないと見なしている。この割合は障害者全体では37％である。これは、障害のある人の非常に大きな割合が健康上の問題を抱えていて、生活の様々な面で障壁や問題を生み出していることを示している。障害のある人の10分の1弱が、医療サービスに対するニーズが満たされていないと述べているが、一般の人ではわずか2％である。これは、障害のある人が報告している主な健康上の課題が医療サービスによって十分に解決されていないことを示している。10人に1人の障害者が、歯の状態が悪いと報告しているが、一般の人の対応する数字はおよそ20人に1人である。また、精神障害以外の障害のある人も、一般の人よりも高い割合で心理的問題を抱えている。2012年には、20〜66歳の障害のある人の18％が、精神科医療サービスに対するニーズが満たされていないと報告している。一般の人の対応する数字は6％であった。これは、障害のある人が他の人よりも精神科医療サービスを利用する際に大きな障壁に直面していることを示している可能性がある。

**保険**

238. 憲法第98条の、障害者に対する差別の一般的禁止および「差別禁止およびアクセシビリティ法」を除くと、特に健康保険を含む保険の加入に関して、障害者への差別を規制するノルウェー法は存在しない。この問題は保険契約法の一般規則に従って解決されなければならない。原則として、保険会社は、一般的なリスクを考慮して、保険契約を結ぶべきかどうか、またどのような保険料を支払うべきかを判断し、想定されるリスクに比例した保険条件を適用する。個人保険を引き受けるべきかどうかを決定し、リスクを評価するとき、保険会社は加入申込の時点での被保険者の健康状態を基礎とすることを求められる。

239. この出発点は、保険契約法が保険会社に対して部分的ではあるが契約義務を課しているという事実によって幾分修正されている。保険会社の契約義務は、保険会社が保険の申請を却下できる時期を規定している。この規定では、保険会社は、一般の人に提供する通常の条件での保険適用を、正当な理由なしに断ってはならないとしている。特別なリスクとなる状況は断る正当な理由と見なされるが、特別なリスクと申請の却下との間に合理的な関連がなければならない。この規定はさらに、保険のリスクアセスメントを実施する際に、法律の条文または法律の下の規則によって禁止されている要因をとりあげるのは、正当な理由とはならないとしている。同様のことが、法律の条文または法律の下の規則によって、保険会社が保険契約者または被保険者に求めることを禁じられている情報にも当てはまる。

240. 契約に対する部分義務の規則の導入と並行して、保険会社による健康情報へのアクセスを制限する重要な規則が採用された。リスクの評価に関係する可能性のある情報を求めることができるということは前提とされるが、保険会社は10年以上前の健康情報を求めることを禁じられ、また違法に集められた健康情報や、削除されずに残っていた健康情報を使うことはできない。

**第26条：ハビリテーションとリハビリテーション**

241. 医療・ケアサービス法に従い、社会的、心理社会的および医学的なハビリテーションおよびリハビリテーションを提供する責任が市町村に課されている。介護サービスにおいて、在宅介護職員の助けを借りて行われる日常の機能のリハビリテーションは、利用者の生活の質と機能的能力の向上に資することを目的とする初期の取り組みの一例である。政府は、ハビリテーションとリハビリテーションのためのエスカレーション（推進）計画を作成することを目指している。計画は、主に市町村部門に焦点を当てている。

242. 市町村は、医療・ケアサービス法に準拠して、長期的かつ調整されたサービスを必要としている患者と利用者にコーディネーターを提供することを求められている。コーディネーターは、個々の利用者に必要なフォローアップを手配し、個々の計画におけるサービスの調整および作業の進行を確実にする。市町村は、たとえ利用者が個々の計画を望んでいなくても、対象となる利用者にコーディネーターを提供しなければならず、また、ハビリテーションおよびリハビリテーション活動のための調整ユニットを確保しておかなければならない。このユニットは、個々の計画を扱う作業、およびコーディネーターの指名、訓練、指導について最終的な責任を負わなければならない。

243. 障害のある人に合わせて優れた医療ケアサービスを提供するための措置に加えて、ノルウェー当局にとっては、問題点や限界よりもむしろ挑戦課題、資源および可能性に焦点を合わせることが重要になる。社会生活と就労生活への対応と参加を促進するための多くのプログラム、例えば仕事と精神保健のための行動計画、「早期復職」プログラム、そして能力と革新のための助成制度などが始まっている。助成制度は、日常の機能の回復を含む、より高度な自己習得とリハビリテーションに役立つ新しい対策と方法の開発を目的としている。

244. 専門医療サービス法の下で、国は広く国民に必要な専門医療サービスを提供する最終責任を負う。地域保健当局は、その地域に固定された住宅または居住の場を持つ人に、施設内外で専門的な医療サービスを提供するようにしなければならない。ハビリテーションとリハビリテーション、個別計画、そしてコーディネーターに関する規則が採択された。これらの規制は、推進のための課題を定めている。

245. 監査役室は、医療サービスにおけるリハビリテーションの調査を実施した。この調査は、一次医療サービスに関する白書（2014-2015）でフォローアップされた。白書は、リハビリテーション、地域の組織化、市町村の欠陥、およびその対策の提案の説明をしている。この調査は、2015年末までに作成される国民健康および病院計画でもフォローアップされる予定である。2015年には、保健局もリハビリテーション分野における組織の好事例を強調するガイドラインを作成する予定である。また、特にリハビリテーションの分野のためのエスカレーション計画を作成することも意図している。

246. 聴覚障害者や視覚障害者および盲ろう者が、日常生活や就労生活で自立する能力を強化することを目的として設計された訓練コースに対して、国民保険法を通して助成金が提供される。

**第27条：労働と雇用**

247. 憲法第110条に従い、国は働くことのできるすべての人がその労働または事業を通じて生計を立てることができる条件を作り出さなければならない。生計を立てられない人は、国家からの支援を受ける権利がある。

248. ノルウェーには、すべての人に適用される一般労働市場政策がある。障害のある人を雇用するための努力は、この一般的な労働市場政策と労働生活政策の一部である。労働市場政策は国家の責任であり、ノルウェーの労働福祉管理局が担当し、人々の雇用を支援するための労働市場プログラムの設立の責任を担っている。ノルウェーでは、失業者を対象とする取り組みと、労働能力が低い人を対象とする取り組みとをまず区別している。後者にはより広範囲のサービスにへのクセスが用意されている。労働能力が低下した人を対象とした取り組みは、障害のある人も対象としている。障害のある人は、労働市場プログラムに対する権利を他の人と同等に持っており、グループとして優先権を得ている。職場の改善など、さまざまな措置を講じる権利もある。このグループはまた、必要な支援機器など、一般的な労働市場プログラムを補完する措置を受ける権利がある。期間限定賃金補助は、職場改善と綿密なフォローアップと組み合わされて、障害者が通常の労働市場に参入することを支援する上で効果的であると証明されている。

249. 　12ヶ月間の一時雇用という新しい権利が一般的制度として導入された。これは特に、雇用するときにリスクがあると雇用主が考える人々の労働市場への参入促進を目的としている。この改正は、より多くの人に労働市場に参入する機会を提供し、最近入国した移民で新しく資格を得た人や障害のある人にとって非常に重要であることが証明されるかもしれない。またこれは、労働市場からの永続的な脱落の防止に役立つかもしれない。

250. 障害のある女性と男性の雇用率は約43％である。人口全体の雇用率は約74パーセントである。障害者と一般の人の雇用率の差は、最も若い層で一番少なく（約13％）、40〜59歳の層（約38％）で最も大きい。

**障害者のための雇用戦略**

251. 2012年、ノルウェー政府は障害者のための雇用戦略を発表した。 <https://www.regjeringen.no/contentassets/ff70f517a68040f5b52bc374f94b1855/ad_jobbstrategi_engelsk.pdf>を参照。この雇用戦略は、2013年および2014年も継続された。主な対象グループは、通常の雇用に就くために雇用適応支援を必要としている30歳未満の長期の給付受給者である。通常の労働市場に参入する際に援助を必要とする障害のある30歳未満の若者は、ノルウェーの労働福祉局にとって優先度の高いグループである。雇用戦略は、障害者が労働市場に参入するのを妨げる4つの障壁を特定している。それは、差別、コスト、生産性、そして情報と態度の障壁として定義される。雇用戦略の対策は、これらの障壁を減らすように設計されている。主な戦略は、通常の職場生活における措置、追跡調査および促進からなる。雇用戦略に関する活動を支援するための対策が実施されている。

**精神保健と就労生活**

252. ノルウェーにおける精神疾患の罹患率は、他の西欧諸国とほぼ同じである。精神的健康問題を抱えている人々の多数は、労働生活に参加している。しかしながら、この人々のかなりの部分が労働生活から除外されていることも確かである。「労働と精神保健に関するフォローアップ計画」（2013 - 2016年）は、ノルウェー労働福祉管理局と保健医療分野が、精神保健問題を抱えている人々に対して、包括的で適切かつ調整された支援を確実に提供し、彼らが教育を修了し、就労生活に参加できるようにすることを目的としている。この計画には、学校での精神保健問題や薬物乱用問題を防止するためのプログラムを含む、教育分野の対策も含まれている。この計画には、精神保健や薬物乱用の問題を抱える生徒が中等教育を修了するための道を開く措置も含まれている。このフォローアップ計画は2013年から2016年の期間に適用される。

**インクルーシブな就労生活契約**

253. インクルーシブ労働生活契約（Inclusive Working Life Agreement）は、ノルウェー政府と社会的パートナー、そして障害のある人との間の三者間協力である。それは、個々の従業員、職場および社会全体の利益のためによりインクルーシブな労働生活をもたらし、疾病休暇および失業手当を削減し、そして実際の仕事の中で個人の資源および労働能力が開発され使用されることを確実にする。契約のフォローアップは、労働生活及び年金政策理事会の責任である。中央、地域および地方レベルで、これらの措置を実施しフォローアップするために、関係当局および当事者間で広範かつ積極的な協力が確立されている。この契約には3つの副次的な目標がある。それは、疾病休暇を減らすこと、障害のある人の雇用を増やすこと、そして50歳以上の人の労働力参加を拡大することである。現在の契約は2014-2018年の期間に適用され、これは2001年に始まる一連の契約の4期目である。新しい契約期間には、障害のある人を就労生活に含めるための取り組みを強化するための一般的な契約も含まれている。

254. 新しい契約では、当局と社会のパートナーとは、この目的を促進する活動への道を切り開くことを約束した。労働市場に参入するために援助を必要とし、適切なフォローアップと軽減策があれば雇用を見つけることができる若者に主な努力が向けられる。このような若者は教育の終了後に永続的な給付の受給者になるのを避けるために、労働生活に含めることが特に重要なグループである。2014年にFafo研究財団が発表した報告によると、インクルーシブな労働生活契約を結んでいる企業には、より多くの障害者が在籍し、より多くの障害者を雇用している。これらの契約を結んでいる企業はまた、契約を結んでいない企業よりも障害のある人の採用に対してより積極的な態度をとっている。

**個人別の配慮**

255. 差別禁止およびアクセシビリティ法には、障害のある従業員および求職者のための個別の配慮に関する規定がある。労働環境法には、労働能力が低下した従業員のための特別な配慮に関する規定もある。後者によれば、雇用主は、仕事の能力が低下した従業員と、雇用関係のある段階で軽減策の必要性が生じた従業員に対して、個別に支援する特別な義務を負っている。

256. 特別な配慮とフォローアップを必要とする障害給付の受給者は、保護されたまたは普通の企業で永続的に配慮された仕事を提供されることができる。この仕事は、参加者が軽減された作業を通じて自分の能力を発揮できるようにし、商品やサービスの生産を通して資格を取得することを目的としている。このプログラムには制限期間がない。

**知的障害のある人**

257. 知的障害者は他の人と同じように働く権利を有する。通常の仕事に参加できない人は、促進された仕事の選択肢を持たなければならない。知的障害のあるほとんどの人は、教育を終えた後、就職する際に援助を必要とする。援助の必要性が単純か複雑かによって、援助は一時的なものとなるか、長期的なものとなる。知的障害者に特に関連するいくつかの対策が確立されている。最も広く使われているのは、永続的に配慮された作業である（上記参照）。

**雇用主の態度**

258. 2013年にFafo研究財団が実施した雇用主の態度の調査によると、雇用主は必ずしも障害を仕事の能力の低下と関連付けているわけではなく、病欠率の高さとは全く関連付けていない。障害のある有資格者の雇用に全ての企業が努めるべきであることに賛成しなかったのはわずか7％であった。同じ調査では、ノルウェーの44％の企業が障害者を雇用しており、そのうち41％が民間企業で、54％が公共企業である。第9条も参照。

**雇用主としての国**

259. 政府は、政府の労働力の多様化を達成するために努力しており、政府企業が障害者の専門知識と人的資源を利用できるようにする条件を作り出すことが非常に重要であると考えている。公務員法（中央政府職員）は、障害のある人に対して特別な規則を設けている。障害のある有資格の応募者がいる場合は、少なくとも1人のそのような応募者が面接のために呼ばれなければならない。誰がこれらの規則に従って障害があると見なされるかについては厳しい制限がある。公務員法には、より資格に優れた応募者が他にいても、障害のある有資格の応募者を任命できるという規則もある。高等教育を受けている障害者を対象とする中央政府の研修生プログラムは、現在確立された事業となっている。応募者の面接と評価は通常の方法で行われる。

260. 地方自治体および近代化省は、中央政府における雇用主の役割を担っている。それは公共部門の事業体がより多くの障害者を採用することを奨励し、この目標を達成するためにガイドライン、情報、意識向上および知識開発を活用している。この例としては、ダイバーシティ採用に関するガイドライン、活動・報告義務の一環としての公的事業の機会均等報告に関するガイドライン、ダイバーシティ採用に関する朝食セミナーなどがある。また、公共部門の事業に障害者の研修の場を増やすことを奨励する取り組みもなされている。

**第28条：相当な生活水準および社会的な保障**

261. 第19条と第27条も参照。

**社会サービス**

262. 労働福祉行政における社会サービス法（Act on Social Services in the Labour and Welfare Administration）の目的は、社会的および財政的安全に貢献し、個人が自活できるようにし、労働生活への移行と社会的インクルージョンおよび積極的な参加を支援することである。この法律は、子どもと若者およびその家族が包括的かつ協調的な一連のサービスを受けられるようにし、平等な価値と平等な機会に貢献し、社会問題を防止するために貢献しなければならない。この法律は、機能的能力に関係なく、すべての人に適用される。この法律は、援助を必要としている個人のニーズに合わせて調整された柔軟な解決策を得るために、専門家の裁量のための十分な範囲を提供している。この法律に従った財政的支援は、食料、衣料、住居などの費用の補償を含む、すべての人に許容される最低生活を保障するものでなければならない。何が許容される最低生活であるかのアセスメントでは、障害者を含む受給者の個別の状況に基づいて支援レベルが評価される。

**国民保険制度**

263. 障害者は、年金および国民保険の給付に対して、他の人々と同じ権利を持っている。ノルウェーには国民保険制度および普遍的国民保険制度がある。第4条を参照。

**社会住宅対策**

264. ノルウェー国営住宅銀行は、すべての人が安全かつ幸福に暮らしていくための住宅政策の目標と一般的な未来図を実現することを目的とした多数のローンおよび補助金制度を運営している。これらの事業は異なる目的と方向性を持っているが、個人的な機能的能力とは関係なく、住居の状況とニーズに基づいて開始されている点がすべてに共通している。一般居住者と障害者の間に、持ち家比率に大きな違いはない。

**第29条：政治的および公的活動への参加**

265. 憲法101条は、すべての人が労働組合や政党を含む団体を結成し、加入し、退会する権利を有すると定めている。すべての人が平和な集会やデモに集うことができる。

**選挙**

266. 選挙へのアクセシビリティは、選挙法と差別禁止およびアクセシビリティ法の2つの法によって大きく規制されている。ノルウェーの市町村は適正な選挙を推進する責任がある。選挙へのアクセシビリティは、投票所として使用される施設と、アクセシビリティ要件を満たすためにそれらがどのように改造されるかの両方と関係している。

267. 選挙法は、投票所として使用される施設についていくつかの要件を設定している。それらは投票を登録するのに適していると同時に投票者にとってアクセシブルでなければならない。有権者は援助なしに投票所に入ることができなければならない。代替施設は、「特別な理由」がある場合にのみ使用する必要がある。代替施設を使用する決定は厳密な評価に基づく必要がある。選挙規則には、標識/ラベル、アクセシビリティ、ロジスティクス、照明、投票器具など、投票所内で容易にアクセスできるための要件が含まれている。

268. 差別禁止・アクセシビリティ法は、選挙当局に対し、機能的能力にかかわらず、すべての人がアクセシビリティを確保できることを要求している。同法は市町村に積極的な努力義務を課しており、市町村は選挙施設がユニバーサルデザインの要件を満たすかどうかを把握しなければならない。周囲や素材は、あらゆる年齢層の、さまざまなスキル、能力、機能的能力を持つ人々が使用できるように設計されていなければならない。移動性、視覚、聴覚、理解、または環境への敏感さに関する要素が非常に重要である。

269. 当局は近年、投票へのアクセスを改善するために積極的に取り組んできている。市町村はユニバーサルデザイン要件を満たす投票機材を発注することができる。ノルウェー盲人および弱視者協会およびその他の利用者グループが機材のテストに参加した。投票機材には、選挙ブース、投票箱、標識プログラム、そして新しい種類の投票用紙が含まれる。おそらく最も重要なのは、現在では車椅子利用者を含むすべての人が選挙ブースを利用できるようになっていることであろう。

270. さらに、様々な種類の障害のある人の選挙への参加を促進し、投票についての知識を広げるために、ガイドラインと補助金制度が確立されている。

271. 2009年の国会選挙への参加に、20〜66歳の障害者と同年齢層の一般の人との間で有意な差はなかった。また、（障害者と一般の人の間に）団体の会員である割合に大きな違いはない（EU・所得と生活状況に関する統計。EU-SILC 2011）。また、市民社会・民間分野研究センターの2011年の報告は、議員であるか、議員であった割合に関してもほとんど違いがないことを示している。

**市町村の障害者委員会**

272. 市町村の障害者委員会の設立は、地方自治体の民主的プロセスに影響を与えることを目的としている。市町村または県の委員会その他障害者の参加制度に関する法律（The Act relating to a Municipal or County Council Committee or Other Representation Scheme for Persons with Disabilities）は、障害者に特に重要な事項について、オープンで、広範囲にわたる、そしてアクセシブルな参加を障害者に保証することを市町村または県当局に義務付けている。これは、物理的アクセスおよびその他の障害に基づく差別に対抗するための取り組みに適用される。この法律は、市町村が障害者のための委員会その他の参加制度を設立することを求めている。市町村委員会は、市町村および県当局への助言機能を持ち、障害者の意見が確実に聴取されるようにすることに役立つ。

**第30条：文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加**

273. 第9条も参照。

274. ノルウェー人は余暇に非常に積極的である。野外活動や文化活動は広く行われていて、スポーツクラブや協会への参加率も高い。「散歩に行く」はよく交わされる言葉である。団体、スポーツクラブ、または協会のメンバーになっている割合は、障害のある成人と一般の人の間に大きな違いはない。組織や団体のためにボランテイア活動をしたと報告する人の割合にも違いはない（ノルウェー統計局、EU-SILC 2011）。

**スポーツ**

275. 障害のあるスポーツ選手を養成することは、ノルウェーのスポーツ政策の重要な目的である。ノルウェーのオリンピック・パラリンピック委員会とスポーツ連盟（NIF）は、スポーツ活動に関する国の最も重要なパートナーである。障害者のスポーツへの参加は、NIFへの補助金の交付を通じて促進される。政府補助金を分配する際には、NIFがこの分野を優先すべきであると明確に期待されている。NIF総会の1996年の決定に準拠して、障害のあるスポーツ選手は一般のスポーツの傘の下で（補助金を）支給される。この決定は、誰もが自分の地域社会でスポーツの機会を見つけることができるはずであるという信念に基づいている。NIFは、約11,000人の障害のある会員がいると報告している。

**文化**

276. 音楽の分野では、7つのオーケストラが聴覚障害者を支援するために音声誘導ループまたはその他の機器を設置した。特別な場所が車椅子利用者のために用意されており、車椅子利用者やその他の運動障害のある人のためにリフトなどが設置されている。物理的改善に加えて、いくつかの音楽機関はまた、盲人用の特別な配慮のためにノルウェー盲人・弱視者協会と協力を始めた。舞台制作の分野では、国や地域の17の施設が車椅子利用者やその他の移動困難な人たちに配慮し、また、そのほとんどが聞くことをアシストするための音声誘導ループなどの機器を設置した。劇場公演などでの手話通訳のためには、文化省の予算から毎年資金が提供されている。

277. ノルウェーの話す本と点字図書館（NLB）は、印刷されたテキストを読むのが困難な人のために、新聞や学習用のものを含む公共図書館の文献をプロデュースし、貸し出す公共事業である。2015年のNLBの予算は5100万クローネに近い。さらに、ノルウェーの視覚障害者クリスチャン協会のオーディオライブラリにも補助金が与えられている。ノルウェー放送協会は、平日に手話でニュースを放送している。

**サマーキャンプ、休暇、福祉プログラム**

278. 障害のある子供たちのための組織によって運営され、特に支援が必要なサマーキャンプに助成金を提供するための支援制度が確立されている。また、障害者のための自主的団体によって運営されている休日および福祉プログラムへの補助金を提供するために、それとは別の支援制度が確立されている。これらの制度に対して、年間1500万ノルウェークローネの支援が認められている。

**エスコートカード**

279. 市当局が発行しているエスコートカードは、援助を必要とする障害のある人に、一般市民と同じように、二人分のチケットを買うことなしに社会に参加する機会を提供することを目的としている。エスコートカードは援助の必要性の証拠として機能する。この制度は市町村の自主的なものであり法定ではないが、2001年以来非常に多くの市町村で確立されている。ほとんどの市町村では、推奨最低年齢を8歳としている。エスコートカードを持っている人はノルウェー中でそれを使うことができるはずである。文化およびスポーツの分野の公共および民間事業者は、通常、エスコートIDを受け入れ、そのエスコート者に無料のチケットを渡している。運輸部門の多くの事業者にも受け入れられているが、航空会社には全く受け入れられていない。

**補助器具**

280. 26歳以下の子供および青少年は、国民保険法を通じて、運動機能および認知機能の維持・改善のために、訓練および刺激のための補助器具を入手することができる。 26歳以下の人には、器具の使用料はかからない。26歳を越えた人には、少額の使用料がある。

**信仰と実践**

281. ろう者信徒会は、ろう者および重度聴覚障害者のためのノルウェー教会の信徒会である。ノルウェー手話で彼ら自身のサービスをすることに加えて、会員は、教会のサービスや子どもたちへの宗教的指導を容易にするために教区が使う手話教材の企画に貢献する。医療・ケアサービスを受けている障害者のための宗教および人生観活動（religious and life stance practices）をよりよく推進する知識を広めるために、保健局は、宗教および人生観活動評議会、ノルウェー教会評議会その他と協力して、ガイドライン「市町村の医療・ケアサービスと宗教および人生観団体の協力」を作成した。これや他のガイドラインは[www.deltakelse.no](file:///C%3A%5CUsers%5CAraki%5CAppData%5CLocal%5CMicrosoft%5CWindows%5CTemporary%20Internet%20Files%5CContent.Outlook%5CPFZFZ7IY%5Cwww.deltakelse.no)に紹介されている。

**第31条：統計とデータの収集**

282.ノルウェー統計局は、（障害のある人の定義にもよるが）ノルウェーの人口の12-15％に障害があると推定している。現在のところ、障害者は統計的なカテゴリーではない。したがって、特にこのグループに関する公式の統計は作成されていない。

283. ノルウェー当局や団体自身の取り組みによって、またヨーロッパ統計局（Eurostat）などによる統計に関する国際協力の結果として、ノルウェーの障害者に関するいくつかの調査が実施され、いくつかの記録が保存されている。しかし、統計や公的登録簿への障害のある人の記録は、主に自己申告に基づいており、また彼ら自身の機能的能力についての評価に基づいている。統計法では、個人データの公表に関して厳格な制限が設けられている（行政法や個人情報法よりも厳格である）。また、統計法は機密情報と非機密情報を区別していない。

**生活実態とユニバーサルデザインの記録**

284. 子供、青少年および家族問題局は現在、障害者の生活状況の包括的な記録化に体系的に取り組んでいる。この統計は、主としてノルウェー統計局によって毎年提供されている障害者の生活状況および平等に関する一連の指標に基づいている。それらは比較のために一般の人々の数字を含んでいる。記録化は他の公的機関からの既存の統計と、生活状況に関する最も適切で利用可能な研究に基づいている。児童、青少年および家族問題局はまた、アクセシビリティとユニバーサルデザインのための指標に取り組んでいる。利用者の参加は記録化作業における重要な原則である。利用者組織、研究者および他の公的機関からなる検討グループは作業の質を保証する。これは、統計が重要であり、正当であると認識されていることを意味する。同局は、また、プライバシー保護に関する厳格な基準にも準拠しており、障害者に関する機密データを公表していない。

285. 記録化作業の重要な目的は、統計と調査を利用可能にすることである。これは主に、障害のある人の生活状況に関する数値と分析を提示する児童、青少年および家族問題局のウェブサイトを通して行われる。 <http://www.bufdir.no/Statistikk_og_analyse/Nedsatt_funksjonsevne/>を参照。統計と知識は、ここでアクセス可能で包括的な方法で紹介されている。ウェブサイトはICTアクセシビリティの要件を満たしている。統計は、意思決定者、専門家、そして利益団体が利用するための資料とされることを想定している。

**労働力調査**

286. 毎年、労働力調査（LFS）は、障害のある人々の労働市場との関係を、全体の人口と比較して明らかにするための補足を作成している。2002年以来同様の調査が毎年実施されており、労働社会省による資金が提供されている。この統計は、ノルウェー統計局によって児童、青少年および家族問題局に提供される統計の重要部分である。 <http://www.ssb.no/arbeid-og-lonn/statistikker/aku/kvartal/2014-10-29>を参照。

**医療とケアの統計**

287. IPLOS登録簿の目的は、社会および医療サービスの監視、品質保証、計画、開発および包括的運営管理の基礎とするために、看護およびケアサービスを申請した、受けている、または受けたことのある人に関する市町村からのデータを収集および処理することである。登録簿はまた研究・調査の基盤にもなる。上記の目的に加えて、IPLOS登録簿のデータは、処理して、全国、地域および市町村の看護およびケアに関する統計を処理したり作成するために使用できる。IPLOSの目的は、サービスの管理および市町村による指導のための情報を提供し、事例処理とサービスの質を高めることである。IPLOS登録簿には、市町村医療サービスのすべての申請者および受給者に関する情報が含まれている。登録簿には、個人および住居の状態、歯科保健従事者/医師によるサービス申請者/受給者の評価、支援ニーズ、視覚および聴覚の状況、社会参加、関連する診断、市町村のサービス、および、個別プランが作成されたか否か、に関するデータが含まれている。保健局は、登録簿データの処理を担当する。登録はすべての市町村に義務付けられている。ノルウェー語の詳細説明は、http：//helsedirektoratet.no/kvalitet-planlegging / iplos-registeret / Sider / default.aspxを参照。

**生活実態調査**

288. 生活状況の調査は、人口の代表サンプル集団を対象とするアンケートの形で毎年行われている。何人かの人は日常生活で重要なトピックに関する質問に答えるために調査対象に加えられている。調査では、ノルウェーの生活状態の傾向を調べるための回答（選択肢）方式を使用している。参加者は人口登録から無作為に選択され、選ばれた参加者は郵送で情報資料を受け取る。選択されたトピックは生活状況を説明する事項に焦点を当てている。主なトピックは、住居、健康（EHIS）、労働環境および経済（EU-SILC）である。しかし、生活状態はこれらに限定されるものではなく、私たちが参加するさまざまな活動、他の人との関係、私たちの周りの環境などが含まれる。調査の結果は、ノルウェー統計局の統計バンクに掲載され、[www.ssb.no](file:///C%3A%5CUsers%5CAraki%5CAppData%5CLocal%5CMicrosoft%5CWindows%5CTemporary%20Internet%20Files%5CContent.Outlook%5CPFZFZ7IY%5Cwww.ssb.no)で一般公開されている。この調査は、ノルウェー統計局が参加しているヨーロッパでの主要な協力（EU-SILCとEHIS）の一部である。これにより、多くのヨーロッパ諸国の人々健康状態と生活状態を比較するために結果を使用することができる。 EU統計機関であるヨーロッパ統計局（Eurostat）は、EU-SILCおよびEHISの結果を公表しており、一般にも利用可能である。ssb.noを参照。この統計は、ノルウェー統計局によって児童、青少年および家族問題局に提供される統計の重要部分である。

**市町村統計**

289. KOSTRA（市町村 – 国報告）は、市町村および県当局の活動に関する管理情報を提供する国内情報システムである。市町村および県当局は、ノルウェー統計局を介して会計データおよびサービスに関する情報を中央政府に報告する。報告されたデータはノルウェー統計局のKOSTRAウェブサイトに、経験的データ（生データ）として、またはまとめられたキー数値として公開されている。キー数値と経験的データは、一般市民、メディア、市町村自体、国などに、市町村や県当局の活動の大部分に関する情報を入手する機会を与える。この情報は、市町村部門で提供されるサービスの開放化、透明化、および改善に役立てられることも目的としている。

290. 障害に関する質問を含む、いくつかの継続的に行われている無作為抽出調査がある。そのような例の1つに、公共管理庁および電子政府の住民調査がある。これには、2014年以降、回答者に障害があるかどうかについての質問が含まれるようになっている。ノルウェー統計局は、健康局、児童、青少年および家族問題局、児童、平等および社会的インクルージョン省、労働省、および気候および環境省からの資金提供を受けて、長年障害のある人に関する調査を課題としてきた。これとは別に、ノルウェー統計局は北欧社会統計委員会の定期刊行物に関与している。[http://norden.diva-portal.org/smash/get/diva2:798076/FULLTEXT02.pdf](http://norden.diva-portal.org/smash/get/diva2%3A798076/FULLTEXT02.pdf)も参照。ノルウェー統計局は、必要に応じてさらなる統計データを入手して各当局を支援できる。

**第32条：国際協力**

291. 国際協力において、ノルウェー当局は長年、障害者の状況を改善することに率先して取り組んできた。ノルウェーによる条約の批准に関連して、児童、平等および社会的インクルージョン省は、障害者の権利のためのノルウェーの国際的な取り組みに関する政策文書を発表し、いくつかの具体的な措置を説明した。「障害者の権利を促進するためのノルウェーの国際的取り組み」（<https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/ud/vedlegg/hum/efforts_disabilities.pdf>）を参照。これは、2014年12月に政府が発表した国会報告書第10号「すべての人の機会：ノルウェーの外交政策および開発協力における人権（2014-2015）」でフォローアップされた。https：//www.regjeringen.no / ja / dokumenter / meld.-st.-10-2014-2015 / id 2345623 /？docId = STM201420150010000ENGEPIS＆ch = 1＆q =を参照。

292. 教育、人道的行動、地球規模の健康、そして女性と男女平等のための援助を提供することにより、条約の実施を強化することに焦点が置かれている。この取り組みでは、障害者とその組織を支援し、参加させることが非常に重視されている。政府は、外交政策および開発政策のあらゆる側面に、人権を促進し保護するための取り組みを統合して、調和のとれた政策を実施する。

293. 2012年には、5800万人の子どもたちが基本教育を受けられない状態に置かれていた。グローバルな社会の手が届かなかった子どもたちの中には、障害のある子どもを含む、最も貧しく最も疎外された子どもたちがいる。2014年、政府は国会報告書第25号「開発のための教育（2013-2014）」を発表した。これには、ノルウェーの二国間および多国間協力の中での、障害のある子どもに関するフォローアップの具体的なポイントが含まれている。「開発のための教育」のサイトを参照。障害のある子どもたちの利益は、（障害のある子どもを対象とした）特別な取り組みに加えて、この分野で私たちが行うすべてのことに含まれなければならない横断的配慮である。ノルウェーは、障害のある子どもたちの利益が、教育に関して二国間協力を受けている国々の国民教育計画に確実に含まれるようにすることに特に貢献しようとしている。私たちは、疎外された子どもや青少年の参加を促進するための場として、グローバル教育協力（GPE）とユニセフを活用する。

294. ノルウェー首相は、2015年7月にオスロで開催される首脳会談への招待状を発送した。そこでは、すべての人に適切な教育を提供するという課題を達成する作業をどのように強化することができるかを議論する。会談に先立って、外務省は、この作業に障害のある子どもや青少年をどう参加させることができるかについて、会談への意見を用意するための国際専門家グループを任命した。

295. 障害者の労働もノルウェーの人道的取り組みの重要な部分を構成する。ほぼ20年間にわたり、ノルウェーは地雷やクラスター爆弾の犠牲者のための国際的な活動で主導的な役割を果たしてきた。近年、ノルウェーは、被害者の状況は障害者の権利としての労働に関連してとらえなければならない人権問題であることを強調している。人道支援におけるノルウェーのパートナーとの対話の中で、私たちは障害者を計画と対応に参加させる必要性を取り上げる。

296. ノルウェーは、国連人権理事会および総会において障害者の権利に関する活動に積極的に取り組んでおり、また、女性の地位に関する委員会、世界銀行、WHO、そしてユネスコのような他の多国間フォーラムにおいて障害者の権利に関する問題を取り上げている。ノルウェーは、ポスト2015年のアジェンダで障害のある人々に特別な注意を払うように働きかけており、持続可能な目標は、障害のある人々が教育と有益な労働に対する等しい権利を持つこと、そしてこの取り組みを支えるデータが利用できるように保証することに重点を置くべきであると考えている。

297. 国際協力はまた、サービスやプログラムの経験の開発と交流にとっても重要である。ノルウェーはオブザーバーの立場でEUの障害者ハイレベルグループに出席している。欧州評議会では、ノルウェーは、社会における障害者の権利と完全参加を促進する行動計画「ヨーロッパにおける障害者の生活の質の向上（2006-2015）」の中で様々な勧告を行う専門家のグループに代表を派遣している。ノルウェーはまたこの分野での北欧協力にも参加している。

298. 外務省は、国際開発に携わるノルウェーの障害者団体の連合であるアトラス連合と戦略的協力をしている。戦略的協力には、外務省とアトラス連合との、障害者の権利を強化するための国際的な取り組みについての協議が含まれる。ノルウェー開発協力庁（Norad）は、発展途上国における障害者の権利を促進するためのアトラス連合の活動に資金援助をしている。

299. 2012年、ノルウェー開発協力庁は、開発事業における障害者の権利を促進するためのノルウェーの取り組みの評価を行った。一般的な結論は、障害のある人の権利はこの活動にそれほど強く盛り込まれていないということであった。評価から得られた提言は積極的にフォローされている。例えば、今ではすべての助成金の受取人は、障害者の権利を含む人権がどのように彼らのプログラムに統合されているかを示さなければならない。その組織側の取り組みが不十分であれば、助成金が減額されることになる。

**第33条：国内の実施と監視**

300. 条約は、社会の多くの分野と領域における措置および権利に言及している。児童、平等および社会的インクルージョン省は、ノルウェーの締約国報告書に関する作業を含め、条約の実施活動を調整する。その意図は、各分野の省庁が広範囲に協力することである。条約のフォローアップにおいて、市民社会との幅広い協力の計画もある。機会均等と差別禁止オンブズマンは、国家の監視機関に指定された。[www.ldo.no](file:///C%3A%5CUsers%5CAraki%5CAppData%5CLocal%5CMicrosoft%5CWindows%5CTemporary%20Internet%20Files%5CContent.Outlook%5CPFZFZ7IY%5Cwww.ldo.no)を参照。オンブズマンは自由で独立した団体である。市民社会はまた、監視プロセスにおいて重要な役割を果たす。ノルウェーの障害者団体連盟（FFO）には、シャドウレポートを作成する作業を調整する責任が与えられている。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）